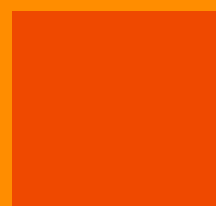
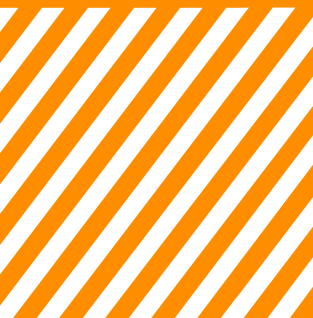




Doing Business in the Netherlands 2025 日本語版





目次

イントロダクション	5
なぜ、オランダに投資するのか？	7
ビジネス環境	7
未来を見据えた人材	7
イノベーションと外資優遇措置	8
デジタルトランスフォーメーション	9
持続可能な経済	9
ヨーロッパへのゲートウェイ	10
ビジネス運営	11
産業	12
法務	15
法人を介したビジネス	15
法人格のある事業体	15
法人格の無い事業体	16
支店	16
オランダの税制	18
競争力のある税務行政	18
タックスルーリングと協力的な税務コンプライアンス	19
国際税務	21
オランダ税制	27
税務コンプライアンス	45
人材と労働法	49
人材	49
労働法に基づく要求事項	49
移民	50
会計と監査	52
会計上の要求事項	52
アニュアルレポート	52
PwCとその事業	56
連絡先とリンク	59



イントロダクション



この度、2025年度版のPwCオランダ Doing Businessを発行できることを大変光栄に思います。Doing Businessはオランダ投資ガイドとして国際的な企業活動を拡大し、社会、企業の成長、革新性、及び信頼への貢献を可能とするユニークな機会を提供するための冊子です。企業がビジネスを行うにあたって、オランダは世界でもっとも開けた経済の一つです。ヨーロッパ最大の港を含む優れたインフラ、競争力のあるビジネス環境、そして、強力な労働力がオランダ経済の特徴です。オランダ税制は、イノベーションや企業活動を刺激する様々なインセンティブを特徴としています。また、オランダの国際色豊かな環境は、高度な教育を受けた多くの外国人労働者を魅了し続けています。

様々な課題が絶え間なく生じる足元の外部環境下において、オランダはダイナミックで順応性が高い国として社会に認識され続けています。オランダは、引き続き優れた投資環境であり、EU域内市場で事業を成功させるためのヨーロッパにおける玄関口・強固な基盤となりうると考えています。

この投資ガイドにより、オランダにおいてビジネスを行うための主要なポイントを幅広く理解することができます。私たちは外国企業や起業家がオランダ市場に最初に進出する際に抱える多くの疑問に答えています。これは、オランダあるいはヨーロッパの他の地域でビジネスを始めるにあたって私たちが過去に蓄積してきた多くの進出企業に関する経験をもとにしています。

この投資ガイドは、経済環境、発展した産業とビジネスセグメント、オランダ生活環境と様々な労働力に関する側面を含め、オランダでビジネスを始めるに際しての要点をカバーしています。また、オランダのビジネスでもっとも活用されている法人形態、税制、人事、労働法及び会計に関する重要な項目も含んでいます。

2025年度版のPwCオランダ Doing Businessは、あくまでスターティングポイントにすぎません。貴社がより詳細な情報を必要とする場合には、私たちの専門家が喜んでサポートさせていただきます。

PwCオランダを代表して、本書が皆様にとって有益な情報となりますこと、ならびに貴社のオランダでの持続可能なビジネスの成功を心より祈念いたします。

Remco van der Linden

Partner and board member of PwC's Tax and Legal practice, responsible for Markets



なぜ、オランダに投資するのか？

ビジネス環境

条件の良いビジネス環境、戦略的なロケーション、多言語を話せる高学歴の人材、世界の先端に行く研究開発・イノベーション、洗練された物流・テクノロジーインフラなど、ビジネスを展開する上で大きな利点がオランダには多く存在します。

ヨーロッパの戦略的なロケーションに位置するオランダは、欧州市場進出の実用的なスタート地点として機能しています。アムステルダムまたはロッテルダムからは、欧州の主要な消費者市場の95%以上に24時間以内にアクセスすることが可能です。このような要素から、オランダはヨーロッパの効果的な(デジタル)ゲートウェイとして位置づけられています。

ビジネスに格好のロケーションとして知られるオランダは、中小企業からフォーチュン500に入る大企業まで、多くの多国籍企業に欧州進出の玄関口として選ばれています。また、ビジネスに有利な環境に加え、オランダは物価も手ごろであり、生活の質が高いことでも知られています。国連の「世界幸福度報告書2024」において世界第6位の幸福度の高い国となっており、生活の質とワークライフバランスは前年度に続き高スコアを獲得しています。

オランダは会社設立を後押しする法的枠組みや税制も充実しており、幅広い租税条約ネットワーク、世界的にも競争力の高い税

制、新たに制定されたグローバルミニマム課税(第2の柱)に関連するものも含め、税務の取扱いを事前に当局との間で協議できる税法解釈の確実性を担保する事前協議確認制度等、投資対効果に非常に優れた、多国籍企業の事業の成功を支援する様々な制度も存在します。

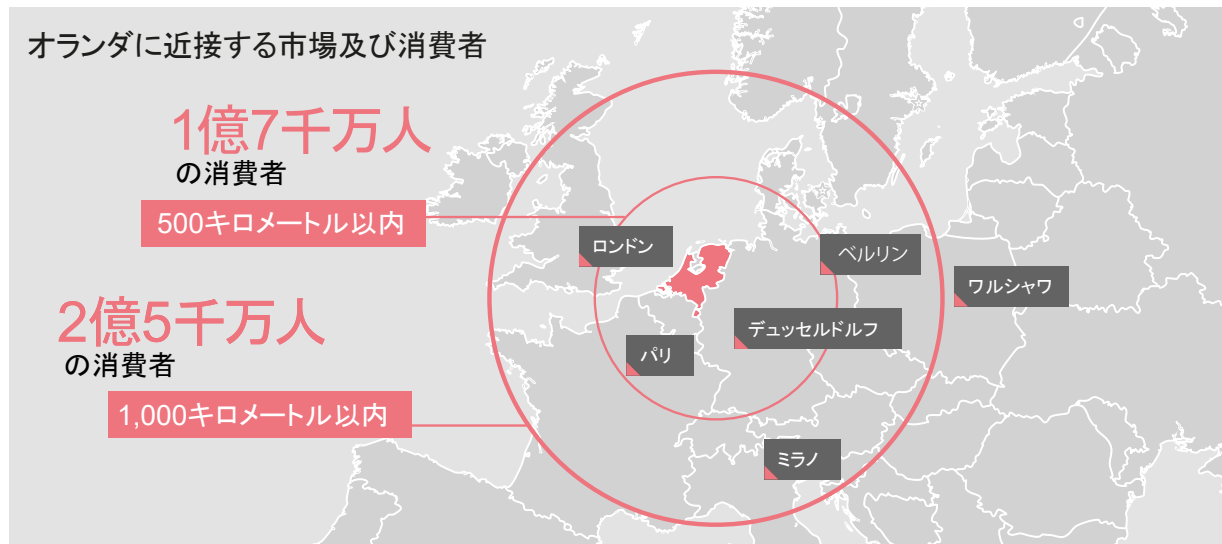
未来を見据えた人材

オランダにおける労働力

オランダは、教育水準とデジタルスキルが高く、柔軟性をもった、多言語を操る多様な人材に溢れています。競争力の高い人材がそろっている国として国際的に広く認知されており、国や都市の人材を育成し、惹きつけ、そして維持する力を評価するグローバル人材競争力指数(Global Talent Competitiveness Index) 2023では第5位に選ばれています。オランダの人材育成力が高く評価されているのは、高等教育の質に加え、学校教育と生涯学習が高スコアであること、バーチャルネットワークが普及していることが要因として挙げられます。

オランダ中央統計局(CBS)およびEU統計局(Eurostat)の共同研究によると、オランダはデジタルコンピテンスとオンラインスキルがヨーロッパ内で上位にランクされており、基本的なデジタルスキルがある市民は83%、基本以上のスキルをもつ市民は54%となっています。また、EF英語技能指数では、英語を第一言語としない国の中でオランダはトップの座を獲得しています。

オランダに近接する市場及び消費者





世界でも指折りの国際的なビジネス環境を支えているのは、人材を惹きつけ、イノベーションを促進し、円滑なコミュニケーションを可能にするだけでなく、多様性に富む、コラボレーション型の国際色豊かな職場環境を作るうえで大きな力となる英語力の高さです。さらに、一定の条件を満たした外国人労働者は、“Highly skilled Migrant Visa”と呼ばれる個人所得税上、優遇された就労Visaを申請することができます

オランダは評価の高い大学や教育機関で構成された高度な教育制度を有しており、QS世界大学ランキングでは、ワーゲンゲン大学(農学部門1位)、デルフト工科大学(建築・建造環境部門3位、機械・航空・生産工学部門3位)、アイトホーフェン・デザイン専門学校(美術・デザイン部門9位)など、いくつかの大学が専門分野で上位10位内にランクインされています。また、将来に渡って高い人材競争力を維持できるよう、オランダ政府、シンクタンク、産業・民間セクター、その他機関が緊密に連携しています。

オランダの労働市場は良好ですが、人材不足による競争の激化が見られています。2024年12月、新オランダ内閣は労働力不足の解消に向けた計画書を下院に提出しました。内閣の計画では、労働力の需要と供給の両方に対応する以下の5つの方針が中心となっています。

1. 労働の質の向上
2. 経済の強化
3. 生産性の向上(2025年の夏までに内閣が生産性課題を策定)
4. 持続可能な労働参加の向上
5. 労働市場におけるマッチング機能の向上

2025年第一四半期には労働市場サミットを開催し、社会部門の関連機関や業界代表者らと共に追加合意事項を確定する予定になっています。

多様性(Diversity)、公平性(Equity)、包摂性(Inclusion)(DE&I)

オランダ政府は国内外において、平等、無差別、言論の自由、性的指向の自由などの人権の保護・促進に努めており、組織における多様性、公平性、包摂性の促進にコミットしています。

従業員、顧客、投資家からの期待が変化し続けている中、世界中の企業が多様性(Diversity)、公平性(Equity)、及び包摂性(Inclusion)を推進するDE&I施策に投資を進めています。これは、このようなステークホルダーとのエンゲージメントを高めるだけでなく、財務パフォーマンスを改善し、イノベーションを育むことが狙いです。PwCの調査では、多様な従業員を雇用する包摂的な企業は、ステークホルダーとのエンゲージメントが高まり、より効果的な事業運営が可能になることが示されています。また、すべての人がありのままを受け入れられていると感じられる、多様な人員構成の職場は、パフォーマンスが高く、より革新力があることが示されています。

イノベーションと外資優遇措置

オランダDNAの一部

オランダはイノベーション分野における重要な功績で知られています。世界知的所有権機関の「グローバル・イノベーション・インデックス2024」によると、政府の有効性、規制の質、起業政策と文化、スタートアップとスケールアップのための資金調達支援、知識集約型の雇用、産学連携、研究者人材など、イノベーションの複数の分野で高い評価を得ています。イノベーション・アウトプットに関しては、オランダは知識の創造、オンラインの創造性の2つの分野で特に傑出しています。

オランダの産業界には、世界的に高い評価を得ている革新的で知識集約的な企業が多数あり、広範囲に及ぶ研究開発を積極的に進めています。さらに、オランダには、農産食品、ライフサイエンス&ヘルスケア、ハイテクシステム、化学、クリーンエネルギー、IT、クリエイティブ産業など、成功を収めている革新的な産業クラスターが複数存在します。

海外投資と起業の活性化

オランダの法人税は欧州でも競争力があり、20万ユーロまでの課税所得に対して19%、20万ユーロを超える課税所得に対して25.8%の税率となっています。また、さらに多くの魅力的なインセンティブプログラムがあることから、グローバル企業にとって充実した財政支援を提供しています。

オランダは、有利な法人税体系とイノベーションを刺激する特定の研究開発活動に関する税制優遇措置を通じ、研究開発活動への取り組みを積極的に推進しています。オランダのインセンティブと税制については、後ほど詳しく説明します。

デジタルトランスフォーメーション

オランダは、欧州と世界の両方において、最もデジタルトランスフォーメーションが進んでいる国の1つです。EUによる「2024年度 デジタル化の10年間進捗報告書」(Report on the State of the Digital Decade 2024)によると、デジタルスキルおよびデジタルインフラにおいてフロントランナーの一角を占めているほか、企業および公共サービスのデジタル化を評価する多数の指標で高スコアを獲得しています。また、オランダの消費者は革新的なデジタルアプリケーションを率先して取り入れる傾向が高いようです。

オランダは様々なデジタルテクノロジー分野でも重要なプレーヤーです。量子テクノロジー分野のリーダーであり、欧州最大のサイバーセキュリティクラスターを有しているほか、欧州で最も先進的なデータセンター事業市場の1つでもあります。さらに、グローバルなゲーム産業(シリアスゲームとエンターテインメントゲームの両方を含む)に携わる企業のハブにもなっています。また、Eヘルスソリューションのリーダーでもあり、人工知能(AI)イノベーター企業数社の本拠地でもあります。

2022年11月、経済・気候政策省は、オランダの誰もが参加できる、レジリエントで起業家精神に溢れ、革新的で持続可能なデジタル経済を実現するという目標を持って、2030年まで継続する「デジタル経済戦略」を立ち上げました。この目標を実現するために、オランダ政府は、中小企業のデジタル化の加速、デジタル市場とサービスが十分に機能するための適切な条件の整備、安全で信頼できる高品質のデジタルインフラの維持・強化、サイバーセキュリティの強化、デジタルイノベーションとスキルの向上の5つの優先事項に取り組むことにコミットしています。デジタルイノベーションは、クラウドアプリケーションのための環境整備や、人工知能、量子、ブロックチェーン、5/6Gなどのデジタル技術に官民で投資することで活性化されるでしょう。

オランダ政府は人工知能の重要性を認識しており、この分野におけるフロントランナーとしての位置を守るために、2019年に「AIに関する戦略的行動計画」を開始しています。AI技術の導入を促進するため、オランダ政府は産業間連携を積極的に推進しています。2019年には、オランダがAIの知識と活用の両方におけるフロントランナーとなるために、国内研究機関、企業、公共機関の協力を促すことを目的とした組織、オランダAI連合(NL AIC)が設立されました。NL AICは、AI導入をさらに加速させるための取り組みとして、オランダ企業や公共機関における導入を支援するAiNedプログラムを開始しました。NL AICとAiNedは2025年1月に合併し、新オランダAI連合(AIC4NL)として活動を継続しています。AIC4NLと密接な協力関係にある人工知能イノベーションセンター(ICAI)は、国内に存在する50社以上のAI研究施設が参加する活動の円滑化や調整に欠かせない存在となっています。

世界初のAI規制である人工知能法(AI法)は、2024年8月1日にオランダを含む全EU圏内で正式に発効しました。この法案は、イノベーションと競争を促進しつつ、人工知能の責任ある倫理的な活用を確保することを目的としています。

持続可能な経済

循環型経済へ

循環物質利用率についてもオランダはEU諸国を牽引しています。2023年のオランダの再生材料利用率30.6%を達成し、イタリアとマルタがこれに続き、それぞれ20.8%と19.8%となっています。

ここ数年で循環型経済を重視する動きが世界各国で大幅に高まっており、オランダも例外ではありません。オランダ政府は2050年までに完全循環型経済を実現することを目指しています。この目標を達成するために、産業界、学術機関、市民団体、その他の関係当局との連携も進んでいます。2023年には、2050年までにオランダにおける完全な循環型経済を達成するために実行するべきステップを示した「国家循環型経済プログラム2023-2030」を発表しており、2030年までに一次原料の消費を半減するという目標を掲げています。

長期的な目標とそれに基づく具体的な計画の策定に加え、オランダ政府では循環型経済を推進するその他のイニシアチブも行われています。例えば、学校教育や社会人向けの短期コースを通して知識とスキルの向上を図る試みのほか、補助金や行動変化の促進、オランダ循環型経済加速イニシアチブ(The Acceleration House Netherlands Circular!)、各地域の循環型経済ネットワークを通じた支援も提供される予定です。

エネルギー転換の促進

オランダは持続可能な発電について野心的な目標を設定しています。2019年の国家気候協定(National Climate Agreement)において、2030年までに全電力の70%、およびエネルギー全体の少なくとも27%を再生可能エネルギー由来とすることを規定しています。これに加え、2021年7月29日に成立した欧州気候法(European Climate Act)によってEUにおける温室効果ガス排出削減目標がさらに強化されたことを受け、オランダは2030年までにCO2排出量の55%削減を確約しています。2024年に発足した新内閣の気候政策・グリーン成長省(The Ministry of Climate Policy and Green Growth)は、オランダの気候目標およびエネルギー転換に向けた取り組みを継続する意図を表明しています。これまでと同様、新政府もグリーンイノベーション、グリーン成長、再生資源、供給保証、送電混雑問題を最重要課題に掲げていますが、既存の気候変動施策や計画をいくつか廃止したことも一因となり、2030年の気候目標達成は難しくなったと言えるでしょう。2030年の目標に少しでも近づけるよう、気候政策・グリーン成長省は現在新たな施策の策定を進めています。



また、オランダは再生可能エネルギーの研究開発が進んでいることでも知られています。様々な国際的な洋上風力エネルギーイニシアチブの本拠地であるのに加え、オランダ政府は2032年までに洋上風力エネルギーの発電量を21GWにするという野心的な計画を打ち出しています。オランダではソーラー発電の導入も急速に進められており、人口1人当たりのソーラーパネル設置数は現在ヨーロッパ内で1位となっています。さらに、電気自動車の導入も積極的に行われており、国内に設置されている公共充電ステーションの数は2024年7月の時点でも前年度に引き続きヨーロッパ1位の座を維持しています。

オランダはグリーン水素、蓄電池、スマートグリッドなどのエネルギーテクノロジーにおいてイノベーションの最先端に立っています。(低炭素)水素の製造と活用を拡大するべく、オランダ政府では包括的な水素戦略を実行しています。国家水素プログラムは様々な業界における水素エネルギー導入を推進するうえで極めて重要な役割を担っています。

また、オランダにはエネルギー関連の研究開発施設があり、イノベーションを支援・刺激するインセンティブプログラムなども提供しています。

ヨーロッパへのゲートウェイ

優れた物流及び技術インフラ

2024年のDHLグローバル接続性指数によると、オランダは世界で2番目にグローバルに繋がった国となっています。同指数においてオランダが常に上位にランクされているのは、地理的条件に恵まれていることに加え、隣国との強固な統合、魅力的な国内市場、外国との貿易や交流を受け入れてきた長い歴史が理由となっています。オランダは、トップクラスの港(ロッテルダム港)及び空港(スキポール空港)、広範囲に及ぶ道路、鉄道網及び水路を有しており、また、高品質、スピード、安定性の観点から世界的に高く評価されるデジタル通信ネットワークが整備されていることから、インフラ面において世界でもっとも優れた国の一つとされています。

強固な物流インフラとEUの中心に位置する戦略的ロケーションにより、オランダはヨーロッパ大陸そしてその周辺地域への円滑なアクセスを可能としています。オランダに拠点をもつ企業は、鉄道、陸、海を通じて、アムステルダム又はロッテルダムから24時間以内に1億7千万人の消費者がいる市場に効率的にアクセスすることができます。

また、オランダでは高品質な通信インフラによって高速なネット接続が提供されているほか、高速ブロードバンドの普及率99%、5Gの普及率99%を誇るヨーロッパのデジタルゲートウェイでもあります。オランダはヨーロッパ大陸と北米を直接結んでおり、大西洋横断海底ケーブルのほとんどがオランダに直通しています。さらに、世界最大のインターネットトラフィックのハブの一つであるアムステルダム・インターネット取引所(AMS-IX)もあります。

PwCオランダでは、EU Direct Tax Groupのネットワークとも協力し、EU域外クライアントの複雑な税務・法務に対するサポートを行っています。また同時に、オランダ関連のトピックにおいてEUとEU域外クライアント間のネットワークも支援しています。さらに、PwCオランダでは、EUゲートウェイニュースレター(毎月発行)を通じて、重要なEUの税法/EU27カ国の国内動向の発信も行っているなど、EU域外クライアントにおける最も身近なアドバイザーになることを目指しています。



ビジネス運営

欧州統括会社

ヨーロッパ主要市場の中心に位置するオランダは、国際企業に魅力的なビジネス拠点となっており、欧州、地域統括本社の設置先として最も選ばれています。国際色の豊かさ、教育水準の高い労働力、高度に発達した物流及び技術インフラ、及びイノベーション・エコシステムは、欧州市場で競う企業にとって力強い後押しとなります。EU圏における主要な貿易と産業の中心地の一つであるオランダは、多くの企業に欧州市場進出のスタート地点として利用されています。

物流と配送

世界有数の海港、都心に位置する空港、広大で近代的な道路・高速道路網などのオランダの交通・物流インフラ、最高水準の物流サービスプロバイダーの存在は、欧州での国際物流・流通事業の確立を目指す企業にとって重要な資産となっています。アムステルダム・スキポール空港は欧州トップクラスの接続性を誇る空港であり、欧州最大の貨物空港の1つです。ロッテルダム港は、欧州最大の海港です。さらに、オランダは多くの世界的な物流サービスプロバイダーの拠点でもあり、能力の高い国際的な人材を惹きつけ、スキルを延ばし、育成する環境が整っていることでも知られています。

このような要因から、オランダは欧州への玄関口であり、農産食品、ファッション、ハイテク、医療技術、電子商取引、スペアパーツ物流などの様々な産業において、欧州またはその他の地域を管轄する物流センターが集まる拠点となっています。

スタートアップ

オランダはオープンな文化と起業家精神やイノベーションを重視する姿勢で知られており、協調的なスタートアップ・エコシステムが発展しています。ヨーロッパで最もスタートアップに適した国の1つであり、スタートアップ・ゲノムの「グローバル・スタートアップ・エコシステム・レポート2024」によれば、アムステルダム・デルタは、ヨーロッパで2番目にスタートアップのためのエコシステムが優れている地域となっています。スタートアップ・ゲノムは、アムステルダム・デルタの強みである多額の資金、スキルの高い人材、イノベーションハブ、国際イベントが、スタートアップに適した環境作りにつながったとしています。オランダのテクノロジー部門のスタートアップ・エコシステムは、ヘルスケア&ライフサイエンス、農産食品、半導体をはじめとする複数のサブセクターで強い存在感を示しています。スタートアップ・ゲノムでは、イノベーション企業への投資ファンドを運営するInvest-NLの設立やテクノロジー戦略などのイニシアチブを実行してきたオランダ政府のコミットメントの強さが、エコシステムをさらに強化しているとしています。さらに、TechleapやNetherlands Point of Entryなどのイニシアチブは、国際企業とオランダのスタートアップ・エコシステムの資本、人材、市場機会の橋渡しを行っています。

オランダのスタートアップビザ制度では、起業家が革新的なビジネスを始めるために、条件付きで「スタートアップ」として1年間の一時滞在許可を申請することができます。

研究開発

優れた研究施設、研究開発優遇税制、科学、産業、政府間の連携により、オランダは研究開発が盛んな国として知られています。

オランダは欧州委員会による科学技術・イノベーションに関する統計指標集2024年「European Innovation Scoreboard」では5位をマークしており、多くの国際企業にとって重要な研究開発拠点となっています。また、毎年多くの特許出願を出すスタートアップ業界があることで、百万人当たりの特許出願件数は欧州で第4位に位置しています（欧州特許庁、2023年）。

オランダには、High Tech Campus Eindhoven、TU Delft Campus、Kennispark Twente、Wageningen Campus、Amsterdam Science Park及び Campus Groningenなどの10のキャンパスを含む無数のイノベーション拠点が国中に存在しており、多様な企業や学術機関の連携を支えています。さらに、オランダ政府は研究開発費税額控除WBSOや無形資産からの利益に対する法人税を軽減するイノベーションボックス税制、技術開発への融資を行うイノベーションクレジットなど、研究開発費や投資の負担を軽くする様々な奨励策を実施しています。

製造

オランダは高度な技術を持ったエンジニア人材が多く、様々なバリューチェーンにまたがる協力的なサプライヤーネットワークと高度な物流・流通ネットワークが発達していることから、ヨーロッパにおける製造拠点の設立、再編を検討している企業には多くのメリットがあります。

また、政府、民間企業、学術機関が密接に連携しながら共存するオランダ独自の産学官連携体制は、イノベーションと生産性、ダイナミズム、経済パフォーマンスで世界的に評価される製造業界の発達に貢献してきました。ライフサイエンスや化学から、海運、IT産業に至るまで、多様な業界に属する多くの主要な多国籍企業がすでに先進的な製造拠点をオランダに構えています。

産業

ヨーロッパの玄関口に位置するオランダは、ヨーロッパ市場での事業拡大を目指す企業にとっては戦略的な拠点となります。産業クラスターが複数存在していることも、主要なビジネスハブとしての地位を固めると同時に、オランダの経済活動と成長に大きく貢献しています。ライフサイエンス&ヘルスケアからクリエイティブ産業に至るまで、オランダには、民間セクターと学術機関の強みを活用し、人材、イノベーション、産学連携を基盤とする産業

クラスターが多数あります。業種を問わず、急成長を遂げている様々な大手国際企業が、欧州市場へのスタート地点としてオランダを選んでいます。

以下、いくつかの重要な産業を紹介します。

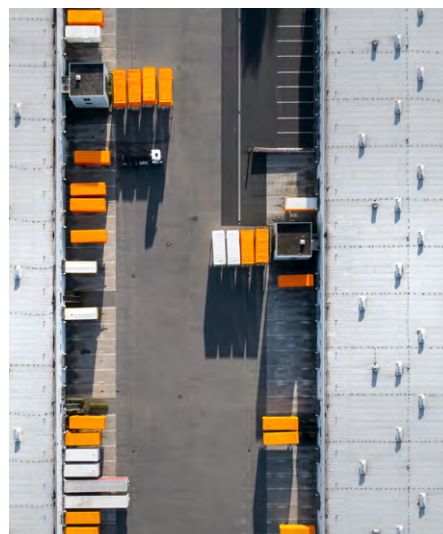


農産食品

- ・ オランダは農産食品の輸出量で世界の上位3位に入っています。
- ・ オランダの農産物の輸出額は1,238億ユーロあり、輸出総額の18.3%を占めています。
- ・ 世界大手の農産食品関連企業はすべてオランダに主要な生産拠点及び研究開発拠点を有しています。
- ・ オランダは農産食品技術分野におけるグローバルリーダーの1つに数えられています。
- ・ 2024年度のQS世界大学ランキングによると、農林業の分野において世界で最も優れた大学(ワゲニンゲン大学)があります。

物流

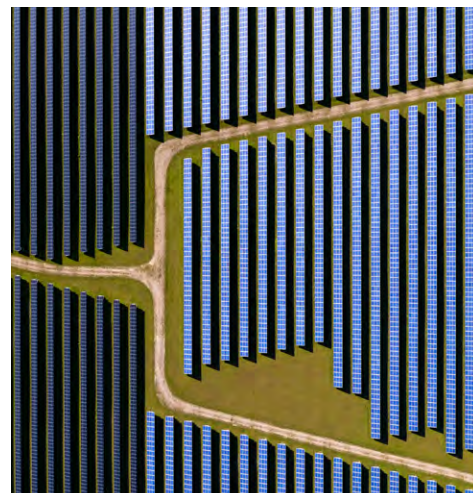
- ・ オランダは、2024年におけるDHLグローバル接続性指数で2位となっています。
- ・ オランダは物流、革新的な輸送・物流コンセプト、チェーンマネージメントのノウハウで知られています。
- ・ オランダのインフラは優れた品質で世界的に知られています。
- ・ 多数のアメリカ、アジア系企業がオランダを、欧州物流活動のハブに選んでいます。
- ・ オランダは環境負荷の低い持続可能な物流の最先端です。
- ・ スキポール空港は欧州内で最も就航路線が多く、貨物空港としては欧州最大級の規模を誇ります。
- ・ ロッテルダムは欧州における海運の都であり、2023年時点で世界で10番目に大きなコンテナターミナルを有しています。





エネルギー

- ・ オランダは大型洋上風力発電をはじめとする風力発電の先進国としての地位を確立させています。
- ・ 人口一人当たりのソーラーパネル設置数は現在ヨーロッパ第1位を誇ります。
- ・ オランダはエネルギー分野のイノベーションを奨励する研究開発支援施策や優遇措置を提供しています。
- ・ グリーン水素、蓄電池、スマートグリッドなどのエネルギーテクノロジーを推進しています。
- ・ オランダ政府は、水素の製造と利用を促進するため、水素戦略を採択しています。
- ・ WEFの2024年のエネルギー移行指数で世界第10位を獲得しています。

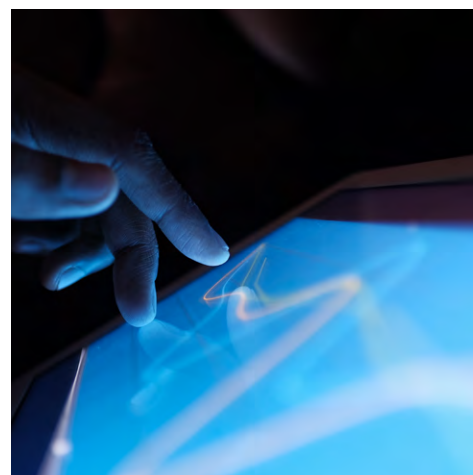


クリエイティブ産業

- ・ 起業家精神にあふれたアプローチと革新的思考力を強みとする国として世界的に知られています。
- ・ クリエイティブな人材が集まる多文化なハブとして知られています。
- ・ ファッション、広告、エンターテインメント、メディア、建築などのダイナミックなクリエイティブ産業があり、欧州市場への玄関口として機能しています。
- ・ オランダにはクリエイティブ・アートやデザインのコースを提供する教育機関が30以上あります。
- ・ 国際的なメディア・放送業界の主要拠点であり、業界の大手企業の多くがオランダ国内に拠点を構えています。
- ・ 世界有数のテレビ番組フォーマット輸出国です。

ハイテク産業

- ・ オランダのハイテクシステム・素材業界は大手メーカーから小規模のスタートアップまで1,700社を超える企業数を誇ります。
- ・ オランダは半導体技術、ハイテク製造、航空技術、ロボット工学、量子技術、ナノテクノロジー、フォトニクスで突出しています。
- ・ オランダにおけるハイテク分野の技術革新は、官民連携や高度な研究開発エコシステムによって支えられています。
- ・ アイントホーフェンは、グローバル・イノベーション・インデックス2024の科学技術クラスターの集積度で3位にランクされており、ハイテクキャンパス・アイントホーフェン (HTCE) には12,000人の研究者、開発者、起業家が集まっています。
- ・ その他、主なテクノロジー・研究センターとして、YES!Delft(デルフト工科大学)と Kennispark Twente(トゥウェンテ大学)が有名です。





化学

- ・ オランダは欧州を代表する化学製品及び関連サービスの供給国の一つです。
- ・ 全サプライチェーンを網羅する化学メーカー2,000社以上が集積し、化学系の学部をもつ大学は11校あります。
- ・ 世界の大手化学メーカー25社のうち19社がオランダにあります。
- ・ 世界クラスの規模を誇る化学産業クラスターであるAntwerp-Rotterdam-Rhein-Ruhr Area (ARRRA)の一部です。
- ・ 大学、オープン・ケミカルイノベーションセンター (COCI)、様々な官民パートナーシップなど、共同研究を支える強固なエコシステムが存在しています。
- ・ ロッテルダム港は、精製、化学産業界における主要なグローバルハブです。
- ・ オランダ化学工業協会は、2050年までの気候中立・循環型化学産業の実現に力を入れています。

ライフサイエンスとヘルスケア

- ・ 欧州医薬品庁の本部があるため、オランダは欧州におけるライフサイエンスとヘルスケアの主要なハブとして発展しています。
- ・ ライフサイエンス系の研究機関や企業が集中する地域の一つであり、オランダのライフサイエンス及びヘルスケア業界には、ライフサイエンス研究開発企業が3,000社以上あり、そのうち400社がバイオ薬品企業です。
- ・ 2024年度の世界ヘルスケアイノベーション指数 (WIHI) で世界4位にランクインしています。
- ・ ライフサイエンス研究に従事する26のキャンパス、7つの大学医療センター、13の大学を擁しています。
- ・ 官民連携が積極的に進められており、ライフサイエンスとヘルスケア分野で現在進行中の研究開発プロジェクトは700件以上、官民パートナーシップは40件あります。
- ・ 医療技術の特許出願件数、バイオテクノロジーと医薬品の特許件数で世界上位にランクインしています。
- ・ 欧州内における医療機器の輸出入額はともに上位に入っています。



法人を介したビジネス

オランダで事業を行うには、いくつかの方法があります。法人格のあるオランダ法人(corporate entities)と法人格のないオランダ法人(non-corporate entities)に区別することができます。また、外国法人がオランダ支店を通じて事業活動を行うことも可能です。以下では、外国人投資家やオランダに事業展開する企業が利用する主な法人形態について説明します。

法人格のある事業体

BVとNV

オランダ法では、法人は以下の2つの区分に分類されます。

- BV(besloten vennootschap—非公開有限責任法人)
- NV(naamloze vennootschap—公開有限責任法人)

BV(非公開有限責任法人)とNV(公開有限責任法人)はいずれも法人格を有し、資本金は株式によって分割されています。いずれの法人も、同一の事業目的を達成するために設立可能です。BVは、NVに比べてより柔軟な組織形態です。結果として、BVはオランダにおいて最も頻繁に利用される法人形態となります。当該柔軟性に鑑み、BVはグローバルなグループ持株会社や事業会社の両方に適した法人形態と言われています。

BV(又はNV)の設立:

- 一般的に、オランダで事業を開始するのに際して設立認可は必要とされていませんが、一部の規制産業では特別な取り扱いがなされるケースも考えられます。例えば、食品業における環境認可、金融業におけるライセンス認可等がこれに該当します。
- BV又はNVの設立には、設立に関する公正証書が必要となります。これはオランダ民法上の公証人によって実行される必要があります。設立に関する公証は、不必要な渡航や遅延を防止するため、委任に基づいて実行することも可能です。
- BVは最低資本金の定めはなく、それに対して、NVは最低45,000ユーロの株式資本が設立に際して要求されます。
- NVの設立に際しては、最低資本金が振り込まれたことを証明するために銀行又は監査人により発行された証書が必要です。この証書は設立の前に入手する必要があります。対して、BVには同様の定めはありません。

- 定款には法人名称、住所、BV/NVの事業目的を含める必要があります。法人名称は、他の会社や類似名称のブランドとの間で誤解が生じないように決定する必要があります。正式な法人名称には、「Besloten Vennootschap met beperkte aansprakelijkheid」又はその略である「BV」か、「Naamloze Vennootschap」またはその略である「NV」のいずれかを含めることが義務付けられています。
- BV又はNVはオランダ商工会議所の貿易局に登録する必要があります。事業運営に関連する情報、例えば、会社住所、取締役の氏名、定款は公開されます。
- BV又はNVは、設立申請中であっても事業を開始することができますが、BVの設立手続は、通常、迅速かつ容易に行うことが可能です。

BV又はNV に関する詳細な情報に関しては、18ページをご参照ください。

協同組合

オランダの協同組合(coöperatie)は、歴史的に主に農業分野で利用されてきました。ここ数十年の間に、この法人形態は、その柔軟性から、特にグローバルなグループ構造における持株会社として利用されるケースが増えています。協同組合は、特別な種類の組合です。BVやNVと同様、法人格を有し、定款によって管理される法人です。

協同組合の参加者は(株主ではなく)組合員であり、協同組合の設立には最低2名の組合員が必要です。法律では、協同組合の目的は、組合員の「物理的なニーズを提供する」ことであるべきとされています。持株形態で使用される場合、協同組合の目的は、投資によって利益を上げること、またはコストを節約することであるというのが通例です。組合員が協同組合の利益を得る権利は、通常、拠出額と関連します。個人、パートナーシップ、法人のいずれも組合員になることが可能です。組合員の責任は、無限責任や有限責任のみならず、定款において除外することも可能です。一般に、協同組合は、最低資本金の要件がなく、ガバナンス構造の規制も緩やかで、非常に柔軟な法人形態といえます。



協同組合の設立:

- ・ 協同組合の設立は、オランダの民法上の公証人による設立公正証書によって行われます。
- ・ 協同組合の設立には、銀行取引明細書や監査人の証明書は必要ありません。
- ・ オランダの法律では、協同組合は少なくとも2人の発起人によって設立されることが要求されており、発起人とは、設立証書で明確に規定されていない限り、協同組合の組合員となります。
- ・ 協同組合の正式名称には、「coöperatief」という単語と、以下の略称のいずれかが含まれていなければなりません。WA(wettelijke aansprakelijkheid(無限責任))、BA(beperkte aansprakelijkheid(有限責任))、UA(uitsluiting van aansprakelijkheid(債務免除))、など、メンバーの潜在的な責任の範囲を示す略語を付ける必要があります。
- ・ 協同組合は、オランダ商工会議所の登録される必要があります。

法人格の無い事業体

法人格のない事業体として最も一般的な形態は、通常パートナーシップ(「vennootschap onder firma」、略称「VOF」)と有限責任パートナーシップ(「commanditaire vennootschap」、略称「CV」)の2種類です。いずれのパートナーシップも、個人または法人である2人以上のパートナーによって形成される必要があります。パートナーシップを締結するための法的要件は限定的で、パートナーシップ契約書で十分です。パートナーシップ契約の内容に関しては、非常に高い柔軟性があります。オランダの

パートナーシップは法人格を持たず、つまり、法人として資産を所有することは出来ません。資産に対する法的所有権は通常、通常パートナー(複数可)がパートナーシップのために、またパートナーシップを代表して保有します。通常パートナーは、パートナーシップを代表して法律行為(第三者との契約等)を行うことができます。

VOFの全てのパートナーは、パートナーシップの全ての債務について連帯して責任を負います。CVのジェネラル・パートナーの責任は無限ですが、有限責任パートナーの責任は、当該有限責任パートナーがパートナーシップの管理及び／又は代理行為を行わない限り、その出資額を限度とします。

支店

オランダで事業活動を行うもう一つ手段として、外国法人がオランダ支店を設立すること挙げられます。支店の設立には、該当する外国法人のオランダ商工会議所の商業登記簿への登記が必要です。

オランダ支店は、独立した法人として認められません。従って、オランダ支店は外国法人に適用される規則や法律に準拠し、支店の資産は外国法人が法的に保有することになります。活動の性質や範囲によっては、当該支店がいくつかの課税制度において「恒久的施設」に該当する可能性があります。その場合、支店の取引及び／又は所得はオランダで課税対象となる可能性があります。

私たちPwCがお手伝いできることは？

我々が提供可能なサービスの概要は以下のとおりです。

- ・ オランダでビジネスを行うための様々な法人形態の長所と短所についてアドバイス。
- ・ 法人の設立、パートナーシップまたは支店の設立の支援。
- ・ コーポレートガバナンス構造に関するアドバイス。
- ・ オランダ商工会議所の商業登記所への法人、パートナーシップ、支店の登録。
- ・ (グループ内の)契約書の草案作成。
- ・ 年次株主総会の手配、年次会計報告の採択及び提出、提出免除の支援等、年次コンプライアンス要件に関する(継続的な)支援。
- ・ 国際的な事業再編プロジェクト(例:事業構造の最適化、事業再編前のカープアウト、事業再編後の統合、現金抽出、バリューチェーンの変革、合併・スピンオフ、清算など)のサポート。





非公開有限責任法人(BV)	公開有限責任法人(NV)
BVは、英国の「private company limited by shares」(Ltd.)やドイツの「Gesellschaft mit beschränkter Haftung」(GmbH)に相当する閉鎖会社。BVに適用される法律は、非常に柔軟で可用性が高く、ニーズに合わせてカスタマイズすることが可能。現行の規則におけるBVの主な特徴は以下の通り。 株式 - 最低資本金はない。設立者が発行済み資本金を決定する(最低1株)。設立時に発行された株式について、後日、払い戻しを受けることが可能。 - 議決権や利益分配の権利を変更可能。様々な種類の株式を発行することが可能。無議決権株式の発行も可能。 - 利益や清算金に対する権利を持たない株式に対する議決権の付与は必須。 - 定款に株式譲渡制限を盛り込むことができるが、これは必須ではない。 ガバナンス - 株主(原則として議決権のない株主も含む)およびその他の総会権者がいる場合は、年次総会(GM)。 - 取締役会だけの形態(業務執行取締役と非業務執行取締役で構成)と取締役会と監査役会の双方を持つ形態のいずれも可能。 - 監査役会の設置は任意。ただし、「大会社規制」の適用を受ける大会社は、監査役会の設置が必須。監査役会は、業務執行取締役の選任・解任する権利など、特別な権限を持つことになる。また、状況によっては(従業員の過半数がオランダ国外に勤務している等)、大会社規制が緩和される場合もある。 - 定款で、株主が取締役会に特定の指示を与える権利を認めることができる。 (利益)分配(配当) - 定款で取締役会に分配決定権限が付与されていない限り、株主総会が分配可能準備金に基づき利益分配および分配を決定。 - 意図した分配が会社の継続に害を及ぼさない限り、貸借対照表テストと流動性テストの結果に基づき、取締役会はその分配を承認しなければならない。害が及ぶと思われる場合、承認は却下する。 - 資本維持や債権者保護に関するルールは適用されない。 - 中間利益分配を行う自由が認められる。	NVは、英国の「public limited company」(plc.)やドイツの「Aktiengesellschaft」(AG)に匹敵する公開会社。一般的に、NVはより厳しく規制されており、主に大規模な企業や証券取引所に上場する予定の企業に利用されている(現在ではBV株も証券取引所に上場することができる)。NVの主な特徴は以下の通り。 株式 - 最低資本金45,000ユーロ。 - さまざまな種類の株式が発行可能。 - すべての株主が議決権および利益権を有する。 - 定款に株式譲渡制限を盛り込むことができるが、これは必須ではない。 ガバナンス - 株主総会(GM)(預託証券保有者も出席できる場合がある)。 - 取締役会だけの形態(業務執行取締役と非業務執行取締役で構成)と取締役会と監査役会の双方を持つ形態のいずれも可能。 - 監査役会の設置は任意。ただし、「大会社規制」の適用を受ける大会社は、監査役会の設置が必須。監査役会は、業務執行取締役を任命・解任する権利など、特別な権限を持つことになる。また、状況によっては(従業員の過半数がオランダ国外に勤務している等)、大会社規制が緩和される場合もある。 - 定款で、株主が取締役会に指示(一般的なガイドラインのみ)を与える権利を限定的に定めることができる。 (利益)分配(配当) - 株主総会は、会社の年次決算書または取締役会が作成した中間貸借対照表に基づいて、利益配当および自由に配当可能な準備金の支出による配当を決定。 - 配当は、資本維持および債権者保護に関する正式な規則によって制限される。





オランダの税制

競争力のある税務行政

オランダは他の欧州諸国と比較して競争力の高い法人税率を適用しています。現行制度の法人税率は、課税所得のうち最初の200,000ユーロに対しては19%（軽減税率）、200,000ユーロを超える課税所得に対しては25.8%となります。上記に加えて、オランダ税制は国際企業にとって多くの魅力的な制度を有しています。コンプライアンスプロセスに関してテクノロジーを活用した明快なものであることを加味しますと、オランダにおける税務行政の優位性がお分かりになるかと思います。

オランダのタックスルーリング制度は30年の運用実績があり、国際企業グループに対して、多くの税務上の取り扱いを事前に明確化することを可能にしており、これらは税の透明性や負担の公平の観点から行われています。また、納税者に対する協力的な税務行政により、オランダにおいて引き続き海外投資家に対する魅力の発信やビジネス障壁の最小化、税務当局によるとの協調性と透明性の保証が維持されることが期待されます。

オランダ税制の魅力的な特徴





タックスルーリングと協力的な税務コンプライアンス

オランダのタックスルーリング制度

オランダ税制の特徴の1つとして、特定の事業活動や取引の税務上の取り扱いについて、事前に税務当局と協議できるという点が挙げられます。オランダ税務当局は、Advance Pricing Agreements (APA)とAdvance Tax Rulings (ATR)を提供することが可能です。

APAは、納税者が関連会社との取引に適用する価格方針に関して、オランダの税務当局と事前に合意できる制度です。この制度は、納税者が積極的かつ協力的な方法で、実際のまたは潜在的な移転価格の問題を解決できるように設計されています。

ATRは、納税者の特定の状況において、法律に従った税金の権利および義務を決定するための、オランダ税務当局との事前合意です。

いずれの制度も納税者と税務当局それぞれに対して拘束力があります。APAおよびATRを取得するためには、一定の実態要件を満たす必要があります。一般的に、オランダ税務当局はこれらのAPAやATRやその他の申請（例えば、適格合併の申請、VAT登録またはVAT連結納税の申請など）に対する手続きを、申請後、一定の合理的な期間内に実施します。

EUの制度に従って、オランダ税務当局は、タックスルーリングや移転価格の事前合意内容に関して、他のEU加盟国の税務当局と自動的に情報交換することが義務付けられています。オランダ税務当局は、クロスボーダーのタックスルーリングおよび移転価格の合意をした際に納税者が記入しなければならない標準的なEUフォーマットを使用しており、オランダを含めた全EU加盟国の税務当局はこちらの情報を交換することが義務付けられます。この情報交換はEU内での法人課税の透明性を高めめます。将来的には、同様の情報が、非EU加盟国の税務当局とも交換されることが予想されています。

「国際的な性格」を持つタックスルーリングの発行に関するオランダ税務当局のポリシーの内容は次のとおりです。

- 透明性: 税務に関する問題における透明性の国際的な動向を踏まえて、オランダの税務当局は、国際的な性格を持つ個々のタックスルーリングの要旨を匿名で公表します。
- 経済的関連性: 国際的な性格を持つタックスルーリングは、オランダで(十分な)経済的関連性を持つ納税者だけが利用できることとなります。
- 主目的テスト: 取引やストラクチャーの主な目的が税務上の優位性を獲得することである場合には、タックスルーリングを取得することはできなくなります。
- ブラックリスト国(低税率国・地域又は租税に非協力的としてEUブラックリストに掲載されている国・地域)に所在する事業体との取引: タックスルーリングの取得は認められません。

協力的な税務コンプライアンス

オランダのもう1つの特徴は、特定の条件のもとで、企業がオランダ税務当局との協力的な関係(「水平的モニタリング」)を申請できることです。これは、企業がオランダ税務当局と水平的モニタリング契約に署名することにより、企業と税務当局とが協力的な税務コンプライアンスを進めていく形態となります。水平的モニタリングにより、企業はタイミングの利点と確実性を得られます。つまり、これにより予期せぬ追徴を防ぐことができます。しかし、水平的モニタリングを申請するためには、企業は、単に法律や規制を遵守しているということだけではなく、いわゆる「税務管理体制」を通じ、税務プロセスや税務リスクを管理できることを証明しなければなりません。

オランダの税務当局は、納税者の税務管理の程度に応じて、実施するモニタリングの方法を調整します。結果として、税務当局による税務調査は、発見的方法(過去数年分の税務調査)から予防的な方法(事前に「保証」を提供する)に移行するでしょう。水平的モニタリングの下で、オランダの税務当局と企業との関係は、相互の信頼、理解、透明性に基づいています。





水平的モニタリングの主な利点は、関連する税務上のリスクとポジションに対して、事象が発生した際に対処できることです。企業は、オランダの税務当局に対して、透明性のある対応が求められますが、それに対して、オランダ当局は、企業が注意を払う税務の問題点に関して迅速な対応を提供することになります。この予防的な事前の合意が後の予期せぬ追徴を防ぐことになります。さらに、水平的モニタリングは、税金キャッシュフロー、繰延税金資産および租税債務を正確に把握し、また、不確実な税務ポジションをできる限り減らすことができます。

水平的モニタリングは、法人税、VAT、関税、賃金税および社会保障を含むすべての税金に適用することができます。PwCは、企業の既存の税務リスク管理レベル、および、達成すべき税務リスク管理体制までの道筋を判断することを支援する特別な税務管理成熟度モデル(T3M)を開発しました。T3Mは、COSOなどの一般的な財務リスク管理に関する共通の基準や、「より良い税務管理体制の構築」に関するOECDの最新レポートに基づいています。

これにより、企業は時間とコストの両方を抑えることができます。なお、オランダ税務当局は2020年に現在の水平的モニタリング制度の再考案について紹介しています。具体的には、オランダ納税者の上位100社については、従来の制度に代えて個別のモニタリング制度が適用されます。個別の水平的モニタリング制度は、毎期会計監査が必要な企業(平均従業員数250名以上、総資産200万ユーロ以上、純売上高400万ユーロ以上の3つの基準のうち2つを満たす必要がある)のうち、税務戦略、税務リスク分析及びモニタリング等を含む税務機能の自己評価施策を実施している企業が対象となります。中小事業者については、PwCのような認定された役務提供者を通じて契約が可能です。



私たちPwCがお手伝いできることは？

- 税務戦略、税務ガバナンス、税務機能の役割及び責任を定義付けします。
- 税務機能に係る自己評価施策の策定支援を行います。
- 税務テクノロジー等の導入を含めた税務業務手順のマッピングと改善を行います。
- 主要な税務管理方法の明確な定義付け等により税務リスク管理を強化します。
- オランダの税務当局との迅速かつ円滑なコミュニケーションを行います。
- 水平的モニタリングに向けた税務当局との議論を支援します。
- 税務機能と税務管理体制の現状と理想的な形に関してT3Mを用いて評価します。
- 持続可能な税務手法を用いて貴社の税務管理体制を整備し、その実行をサポートします。
- 税務管理の一環として行う税務情報分析や主要な税務管理検査と同様に、税務管理体制のモニタリングの一環としての税務当局のアプローチに沿った統計的サンプリングを実施します。
- 税務管理フレームワークの成熟度を社内外の関係者に明確に伝えることを支援します。





国際税務

BEPS

OECD加盟国として、オランダはOECDの税源浸食と利益移転(BEPS)プロジェクトに積極的に参加しています。オランダはこの点に関してOECDが設定した目標を支持し、BEPSプロジェクトに準拠しています。また、オランダは税務に関する問題の透明性に関する国際的動向にも準拠しています。さらに、特定の情報に関して保留にしているものはあるものの、オランダは多国間協定(MLI)に署名及び批准しており、現在交渉中か、MLIの署名時にまだ施行されていないいくつかの租税条約を除き、オランダが締結しているすべての租税条約をMLIの対象としました。

第二の柱(Pillar 2)

2024年最低税率法(第二の柱、Pillar 2)は2023年12月31日をもってオランダで発効しました。この法的措置により、オランダは2021年にOECDの税源浸食と利益移転(BEPS)に関する包摂的枠組み(IF)に参加する約140カ国が同意した、経済のデジタル化から生じる税務上の課題に対処する2つの柱による解決策のうち、2つ目を実行したことになります。2022年12月14日に採択されたEU Pillar 2指令を通して、オランダを含むEU諸国で新たな課税ルールが導入されています。オランダにおける2024年最低税率法は第二の柱に関する包摂的枠組みの合意とほぼ同一の内容となっており、2023年および2024年に公表されたモデルルールおよびコメントリーに続いてOECDが発表した執行ガイダンスの内容を受けて、2024年12月31日に改正されました。また、OECDによる執行ガイダンスを部分的にオランダ税法に取り入れる行政命令が2023年12月から適用されています。

2024年最低税率法は、連結売上高が7億5,000万ユーロを超える多国籍企業グループに対し、国ごとに最低税率15%以上の課税を確保する仕組みになっており、2023年12月31日以降に開始する事業年度に適用されます。オランダまたはその他の管轄区域に拠点を置く構成事業体(CE)の実効税率(ETR)が基準税率である15%を下回った場合、その差額がトップアップ税として加算されます。最低税率15%までのトップアップ税は、(i) 適格国内ミニマムトップアップ税(QDMTT)、(ii) 所得合算ルール(IIR)、(iii) 軽減課税所得ルール(UTPR)のいずれかによって課税されます。QDMTTとは、対象となる企業グループの中で、実効税率が低い国内のCEの所得に対して最低税率である15%まで自国でトップアップ税を課することができるという新しい最低法人税です。IIRとは、実効税率が低い海外の子会社の所得に対して国境を越えて適用されるトップアップ税です。IIRは原則としてその企業グループの最終親会社等(UPE)に課されますが、一部のケースでは中間親会社等(IPE)または部分被保有親会社(POPE)に課される場合もあります。UTPRは、海外の親会社または姉妹会社の実効税率が低い場合に、その所得に対し

て国境を越えて課されるトップアップ税で、原則として多国籍企業グループまたは国内グループの(最終)親会社以外のグループ会社が納付を行います。UTPRは、(最終)親会社などが所在する国に適格IIRがない場合のセーフティーネットとして機能するトップアップ税です。UTPRは、その国の従業員数および有形資産の価値に基づいて算出され、企業間で分割されます。例外を除き、UTPRは2024年12月31日から適用されます。QDMTTは関連する管轄区域のIIRまたはUTPRと相殺することができます。

また、包摂的枠組みによる基準に従って、企業における事務処理上の負担を軽減するため、様々なセーフハーバーが導入されています。現時点で導入されているのは、(i) 移行期間CbCR(国別報告書)セーフハーバー、(ii) QDMTTセーフハーバー、(iii) 移行期間UTPRセーフハーバーの3つです。セーフハーバーの適用要件を満たす場合は、その国におけるミニマム課税制度によるトップアップ税額をゼロにすることができます。CbCRセーフハーバーは一時的な措置であり、利用できるのは第二の柱の適用後3年間のみとなります。既存のCbCRデータを用いた簡易実効税率要件など、グローバルミニマム課税よりも事務処理を簡素化できる制度です。QDMTTセーフハーバーは、その国でQDMTTが執行されており、税額を(グループ最終親会社等の国とは異なる)現地会計基準に基づいて計算する必要があるなど、追加要件が定められている場合に適用されます。移行期間UTPRセーフハーバーは、法人税が20%以上の国に所在するCEに対してミニマム課税制度によるUTPRの適用を2026年まで実質的に延期する措置です。



第一の柱(Pillar 1 利益Aおよび利益B)

第一の柱とは、一部の多国籍企業について、その連結利益の一定割合(利益A)に対する課税権を、売上が発生している各市場国に再分配するルールです。このルールは、利益率が10%超かつ全世界売上高が200億ユーロを超える多国籍企業に対して適用されます。各市場国に再分配される利益は、売上の10%を超える税引前利益の25%として算出されます。このルールを適用する基準となる売上高は、多国間条約によって第一の柱が導入されてから7年後に200億ユーロから100億ユーロに引き下げられる可能性があります。

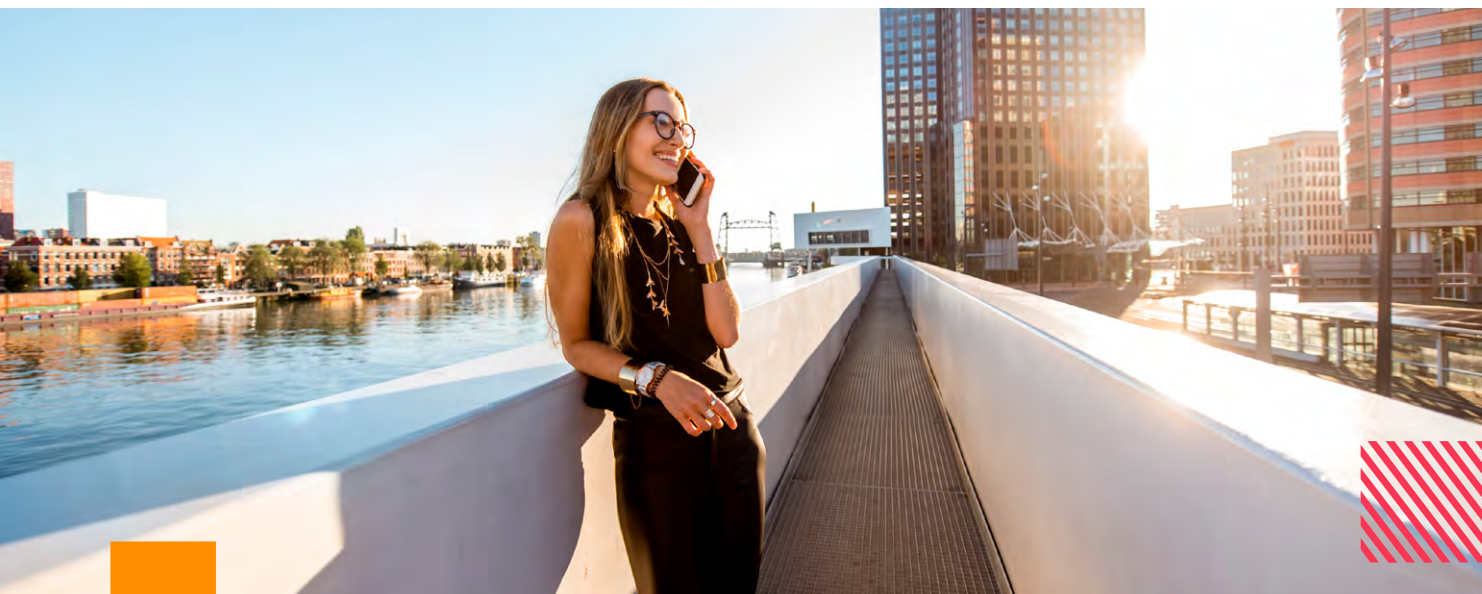
オランダ政府は第一の柱に関する多国間条約の最終案成立と締結に向けた努力を引き続き支援することを表明しつつ、その他の解決方法を見つける可能性も放棄していません。国際協定が実現不可能になれば、EUレベルでの「第一の柱」を優先させることが望ましいでしょう。現在オランダにはデジタルサービス税(DST)がありません。財務相はDSTの可能性を否定はしなかったものの、DSTの短期導入は不可能で無いにしても大きな課題が伴うことを強調しました。

また、オランダでは第一の柱における利益B制度の国内導入の概要を定めた政令が公布されました。利益Bは、その適用を選択した発展途上国における、基礎的なマーケティング・販売活動にかかる報酬の算定に用いられる移転価格ルールを簡素化することを狙いとしています。本政令は、オランダ税務当局はオランダ納税者との国外関連取引の取引相手が卸売販売を行っており要件を満たす「利益B対象国」である場合、利益Bの適用を認める(要するに、移転価格調整を行わない)ことが定められています。なお、卸売販売を行うオランダ納税者には利益Bは適用されません。この政令は2025年1月をもって発効しています。

シェルカンパニー防止に係るEU指令案(ATAD III)

本指令案によると、シェルカンパニーに該当する可能性のあるハイリスクエンティティは必要最低限の実体基準を満たすことを税務当局に報告することが義務づけられ、報告を怠った場合(適切に行われなかった場合を含む)はシェルカンパニーと見なされることとなります。本指令案では、シェルカンパニーに該当した場合における具体的な税務上の影響について規定しています。

本指令案は全てのEU加盟国において必ずしも歓迎されているものではない中で、採択はEU加盟国の全会一致が条件となることから、いつ、どのような形での合意に至るかにに関して定かではありません。2024年6月にはシェルカンパニー防止指令案に対する新たなアプローチがEU加盟国に提示され、EU理事会議長国であるハンガリーは、このアプローチをもとに適用範囲、指標(ホールマーク)、報告義務ならびに情報交換、行政措置をはじめとする重要事項に関する起草案を作成しました。また一部の加盟国からは、行政協力指令(DAC)との関係性を明確にするべきだという意見が出されています。





租税回避対策指令I(ATAD I)

EUは租税回避対策指令I(ATAD I)を採択しました。この指令では、租税回避を防ぐためのいくつかの措置が含まれています。租税回避対策指令IIには、支払利息の損金算入制限、出国課税、一般的な濫用防止規則、タックスヘイブン対策税制(CFC税制)、ハイブリッド金融商品やハイブリッド事業体を用いることにより生じるEU加盟国間の税務上の取り扱いの相違(ハイブリッド・ミスマッチ)に対処する措置が含まれています。これらの規則は、EU加盟国すべてで導入され、原則として2019年1月1日から施行される必要があります。オランダにおいても2019年1月1日から施行されています。

具体的には、オランダはATAD Iを実施するために、法人税に関してCFC税制、過大支払利子税制の導入及び出国課税の若干の変更を実施しています。

過大支払利子税制は、支払利子の損金算入が納税者のEBITDAの20%(以前は30%)に制限しますが、1百万ユーロまでは損金算入が認められ、損金不算入の場合も繰越制度があります。なお、過大支払利子税制の導入に伴い、従来の支払利子損金算入制限(Article 13I及びArticle 15ad)は2019年1月1日に廃止されました。

CFC税制は、単独または関連会社と共に、低税率国等(オランダ財務省が毎年公表する税率が9%未満の国もしくはEUリストに掲載されている税目的に非協力的な管轄区域)に所在する子会社の株式の50%超を直接または間接的に保有する、または、低税率国等に所在する恒久的施設を有する法人の納税義務者を対象としています。

当初、オランダ財務省は既に有効な一般的な濫用防止規則が存在していると判断し、ATADのGAAR(一般的租税回避規定)は導入されませんでした。しかし、欧州委員会からの求めがあったことを受け、2025年1月1日より同国の法人所得税法において明示的にGAARを導入することが決定されています。

法人税における出国課税制度は、出国課税が出国後5年以内(ただし、資産の売却等により、実現する場合はその時点まで)に全額支払われなければならないという点のみ変更されました。

租税回避対策指令II(ATAD II)

租税回避対策指令IIに含まれる法律の範囲を拡大するために、欧州委員会は、EU加盟国と第三国間のハイブリッド・ミスマッチに対処する措置を提案しました(租税回避対策指令II)。ハイブリッド・ミスマッチとは、事業体、金融商品、恒久的施設及び事業体の居住地等に対する複数国間における税務上の取り扱いの差異に起因する一定の効果(一方の国で損金算入、他方の国で益金不算入又は双方の国での二重控除)をもたらすものです。オランダではATAD IIは2020年1月1日から既に適用されています。なお、オランダ税法上、ATAD IIのドキュメンテーションが義務付けられています。

上記に加えて、オランダではATAD IIのリバース・ハイブリッド規則が導入され、これにより、リバース・ハイブリッドに該当する企業は、2022年1月1日以降、法人税の納税義務者となっています。

DAC6

DAC6(報告対象となるクロスボーダーアレンジメントに関する課税分野での強制的な自動的情報交換に関するEU指令)は、EU加盟国が関係するクロスボーダー取引に係る一定のアレンジメントに対して報告義務を課すものです。DAC6は一定の条件を満たすクロスボーダーアレンジメントの幅広い報告を、関与するアドバイザーや納税者に求めるものです。クロスボーダーアレンジメントのうち、一定の指標(ホールマーク)に該当する場合や当該アレンジメントの目的が主に税務上の便益の享受である場合(主要目的テスト)、報告対象となります。当該制度は、付加価値税や物品税を除く全ての税目を報告対象とします。

オランダはEU指令と整合的なDAC6の法制化を実施しています。例えば、オランダのDAC6には追加のホールマークは含まれておらず、付加価値税のような他税目まで対象範囲は拡大されていません。

対象となる取引の報告を怠った場合、最大90万ユーロ(2023年1月1日現在の金額)のペナルティが課される可能性があります。多国籍企業の場合、DAC6の報告義務を遵守するためにどのように自社の税務コンプライアンス戦略に組み込むかアドバイザーと一緒に検討することをお勧めします。また、報告対象となる取引に外部アドバイザーが関与しない場合や、関与する外部アドバイザー(弁護士等)が法的な情報の秘匿権を有する場合、納税者が適時に報告義務を果たすことが重要です。

EU司法裁判所はベルギー税務弁護士協会事件(C-623/22)の裁判において、DAC6の有効性を支持する判決を下しています。

DAC7

DAC7は、一定の事業者が販売等を行うために利用可能な自社のプラットフォームを提供するデジタルプラットフォーム事業者に提供される新たな報告義務を導入します。DAC7は、デジタルプラットフォームがEU域内にあるかどうかに関わらず、デジタルプラットフォーム事業者により報告された情報をEU加盟国の税務当局間で自動的に情報交換する制度になります。デジタルプラットフォーム事業者は、そのEU加盟国の所轄税務当局に報告することが義務付けられます。その後、当該EU加盟国の税務当局は、報告対象販売者が税務上の居住者であるEU加盟国の税務当局との間で情報交換を行います。EUに所在しないデジタルプラットフォーム事業者は、本EU指令に準拠するためにEU加盟国での登録が必要です。

EU加盟国は、EU指令に基づき2022年12月31日までにDAC7を導入するための国内法を整備の上で、2023年1月1日からDAC7を導入しています。その後、デジタルプラットフォーム事業者は、2023年の取引について2024年に初回の報告が求められることになります。そのため、2023年1月1日時点で報告対象販売者に関するデューデリジェンス手続きと管理を実施している必要があります。

この指令がオランダで導入されたことで、2023年1月1日以降を対象に、プラットフォーム事業者には、デジタルプラットフォームを利用している報告対象販売者に関する情報(収入など)を税務当局に提供する義務が課されています。

DAC8

DAC8は、DACによる自動的情報交換の適用範囲を拡大し、暗号資産サービスプロバイダーが報告義務を負う暗号資産および電子マネー取引(送金または交換)に関する情報を含めるものです。暗号資産サービスプロバイダーに適用されるデューデリジェンス手続、報告義務、ならびにその他の規則に関するDAC8規定には、G20の指示のもとにOECDが策定した暗号資産等報告枠組み(CARF)および共通報告基準(CRS)の改正が反映されています。G20ではCARFとCRS改正案の両方を承認しており、いずれも自動的情報交換に関する国際基準に不可欠な要素であるとしています。

オランダではすでにDAC8導入法案の審議が進められており、内閣は2025年第2四半期に法案を下院に提出することを目指しています。

DAC9

2024年10月、税務分野における行政協力に関するEU指令の改正案(DAC9)が欧州委員会より提出されました。EU理事会で採択されれば、多国籍企業グループや大手国内グループは、第二の柱によるトップアップ税に関する情報申告を複数のEU加盟国で行う代わりに、特定のEU加盟国で一括申告をすることが可能になります。

利子及び使用料に係る条件付源泉税

2021年1月1日以降、低税率国・地域に設立された関連法人に対する利子及び使用料の支払いについて、2025年は25.8%(2024年と同様)の条件付源泉税が課されます。当該源泉税は租税条約により軽減可能ですが、利子及び使用料の支払が人工的に迂回される場合等、租税回避とみなされる場合にも適用されます。

上記の利子及び使用料に係る条件付源泉税が導入される根拠は、オランダが低税率国への玄関として利用されることを防止し、(オランダの)課税所得を低税率国に移転することによる租税回避リスクを軽減することにあります。

上記の低税率国・地域とは、具体的には、法人税の法定税率が9%未満の国及びEUリストに含まれる租税に非協力的な国・地域を意味します。

条件付配当源泉税

オランダでは、2024年以降、低税率国・地域に設立された株主への配当支払、及び濫用されている状況(例:オランダ配当源泉課税を回避するための人為的な措置が取られている状況)における配当支払について、法人税率の最高税率(25.8%)での条件付源泉税が適用されています。

条件付配当源泉税が導入される根拠は、利子及び使用料に係る条件付源泉税と同様です。



金融サービス会社に対する実体要件の追加

2021年1月1日以降、金融サービス会社に対して追加の実体要件が適用されます。金融サービス会社とは、外国関連会社から受け払いする直接又は間接の利子、使用料及び家賃が全体の所得の70%超となるオランダ法人をいいます。金融サービス会社に対して適用されている従前の「実体要件」に追加される要件は、10万ユーロの人件費の発生と24ヶ月超の事務所の利用です。もしこれらの要件を満たさない場合、利子及び使用料が支払われる国(源泉地国)との間で情報交換が行われ、これによって源泉地国の税務当局により租税条約の適用による恩典が否認される可能性があります。

国家補助規制

欧州委員会は、ここ数年の間、企業と各国当局との特定の補助スキームや個別のタックスルーリングがEUの国家補助規制規定に違反しているかどうかの調査を行っています。これらの事例の中には、欧州委員会がすでにこれらのスキームやタックスルーリングが実際に違法な国家補助であると結論づける最終決定を下したものもあります。これらの国家補助と結論付けられたものの1つに、オランダのタックスルーリングに関するものがあります。オランダ政府はこの判決に対し、欧州第一審裁判所に控訴しました。欧州第一審裁判所は、欧州委員会はEU国家補助規制の意義の範囲内での経済的優位性の存在を実証していないとの見解を示し、欧州委員会の決定を取り消す判決を下しました。欧州委員会は、当該判決を受け入れています。

欧州委員会は、最終的に国家補助であると結論付けることが予測される他のオランダのタックスルーリングも調査しています。オランダ政府は、オランダのタックスルーリング制度がオランダ税法から逸脱していないことを踏まえて、一般的にはオランダのタックスルーリングの実務が国家補助を可能にさせることはないという立場を取っています。オランダのタックスルーリング制度は、事前に確実性を得ることを目的としています。

移転価格文書: 国別報告書、マスターファイル、ローカルファイル

オランダにおける移転価格文書にかかる規則は、OECDによる2022年度の移転価格ガイドライン(TPG)に沿った内容になっており、文書化に関する要件はグループの収益ごとに定められています。

- (一般)移転価格文書: グループの収益に関わらず、オランダ法人所得税の納税者は国内および国境を超えたグループ内取引が独立企業間価格であることを証明する移転価格文書の作成が義務付けられます。既定の形式はなく、機能分析ならびに5つの比較可能性要素と移転価格算定手法の選択と適用を含む経済分析を含めることが最低条件として定められています。
- マスターファイルおよびローカルファイル: (前年度の)連結総収入が5,000万ユーロ以上の多国籍企業グループに所属するオランダ法人所得税の納税者は、オランダ税法により、移転価格ガイドラインの第5章に定められる、国境を超えたグループ内取引の移転価格文書化ガイダンスに準拠した移転価格文書(ローカルファイルおよびマスターファイル)の準備が必要となります。
- 国別報告書: (前年度の)連結売上高が7億5,000万ユーロ以上の多国籍企業グループは、国別報告書(CbCR)の提出が義務付けられます。
 - 最終親会社または代理親会社等がオランダに所在する場合、オランダ税務当局にCbCRと通知を提出します。
 - 最終親会社または代理親会社等がオランダ以外の国でCbCRを提出する場合、(オランダの)納税者は申告法人をオランダ税務当局に知らせる通知のみ提出します。

オランダでは、移転価格文書は納税者の経営管理(記録)の一部として保管することが義務付けられています。マスターファイルおよびローカルファイルは、法人税申告書を提出する期限までに納税者の記録として準備し、保管する必要があります。

移転価格の文書化にかかる規則はオランダ税法に導入されており、議会記録や移転価格政令(Verrekenprijbesluit 2022)、並びに移転価格に関する追加的な文書化規定(Regeling aanvullende documentatie verplichtingen verrekenprijzen)によって詳しいガイダンスが提供されているほか、恒久的施設については利益配分政令(Winstallocatiebesluit 2022)を参考にすることもできます。

また、オランダでは2024年6月22日以降に開始する事業年度より国別報告書公開制度(Public CbCR)が導入されています。





ストーリーの準備:公開国別報告書(CbCR)

公開国別報告書(CbCR)に係るEU指令により、多国籍企業グループおよび一部の単体企業が当該会計事業年度を含む2会計年度において少なくとも7億5,000万ユーロの連結売上高を有する場合、EU域内に本社があるかどうかに関わらず、各EU加盟国で支払う法人所得税等にかかわる情報を開示することが要求されます。この開示義務の対象となる国・地域は、税務上の非協力的国・地域のEUリスト(EUブラックリスト)に記載されている国・地域、または国際的税務基準を未だに満たしていないが改正にコミットしているEUリスト(EUグレーリスト)に2年以上連続で記載されている国・地域にも適用されます。

本EU指令によると、EU加盟国は2024年6月22日までに国内法として導入することとしています。法人所得税等の情報の開示は、遅くとも2024年6月22日以降に開始される事業年度より初年度適用されます。オランダでは公開CbCRに係るEU指令を導入するための法令をすでに成立させています。

最終親会社(UPE)がEU内に所在する場合、UPEが報告義務を負いますが、UPEがEU外に所在する場合は、「大会社」または「中会社」に該当する子会社あるいは「適格」な支社がそれぞれ報告義務を負うこととなります。EU外に所在するUPEから情報提供がない場合、これらの事業体は利用できる情報に基づいて公開CbCRを作成する必要があります。EU内に所在するすべての大規模・中規模子会社(オランダ内のものを含む)が個別に報告義務を負いますが、特定の要件を満たす場合はEU外に本社をもつ多国籍企業グループの報告義務をEU内の子会社一社に簡素化することが可能です。

国別報告書はオランダ商工会議所(KvK)に提出し、報告法人のウェブサイトで公開する必要があります。またオランダの事業体等が報告義務に関わる条件を満たさない場合でも、他のEU加盟国における事業体等が条件を満たすことで報告義務が生じる可能性があり、さらに報告期限や条件が異なる場合もあるため注意が必要です。これはEU外に本社をもつグループにのみ適用されます。

公開CbCRではデータの背景に関する説明が特に重要です。データ自体が必ずしもその背景を語るとは限らないため、企業がデータの裏側にあるストーリーを公に対して説明していく必要があることに注意しましょう。また、その他の報告義務との整合性、とりわけ第二の柱における移行期間セーフハーバーの観点からはデータの正確性も重要です。

私たちPwCがお手伝いできることは？

- ・ 第一の柱(Pillar 1)及び第二の柱(Pillar 2)の潜在的な影響を検討します。
- ・ DAC6、DAC7及びDAC8における潜在的な報告対象取引の整理のサポートを行います。
- ・ 事業に関連する国家補助規制のリスクを評価します。
- ・ 公開国別報告書の作成の要否の検討及び必要な場合のデータおよびストーリーの作成を支援します。
- ・ マスターファイル及びローカルファイルの作成を支援します。
- ・ EU内の複数の国で公開国別報告書の要否の判断をお手伝いします。





オランダ税制

法人税

範囲

一般的に、オランダ居住者である法人は、全世界所得に対して法人税が課されます。ただし、一定の収入は課税ベースから免除または除外することができます。一方、非居住者である法人は、原則としてオランダ国内源泉所得のみが課税標準に含まれます。これらの企業にとっては、オランダの企業から得た収入等がオランダ源泉所得に含まれます。これは、オランダの恒久的施設またはオランダの恒久的な代理人によって運営される事業または事業の一部に帰属する収益です。

居住地

オランダでは、法人の税務上の居住地は個別の事実関係により決定されます。法人の管理支配はこの点で重要な要素となります。オランダ法に基づいて設立された会社は、オランダの居住者とみなされます。

オランダの税務上の居住者証明またはタックスルーリングを取得するためには、最低限の実体要件は、企業の経営と管理がオランダで行われていることを効果的に保証する指標となります。金融サービス会社に対する新たな2つの実体要件に関しては26ページの「金融サービス会社に対する実体要件の追加」をご参照ください。

税率

現行の標準税率は25.8%ですが、200,000ユーロ以下の課税所得に対して適用される現行の軽減税率は19%になります。一定の要件を満たす投資ファンドの法人税率は免税になります。

課税標準

法人の所得は、「健全な商慣行」の原則に従って毎年決定されます。利益と損失は、一定の基本原則に基づき、各年に帰属されます。しかしながら、オランダの税法には健全な商慣行の概念から明らかに逸脱した規則が含まれています。例えば、税法は一部の資産の年間の減価償却を制限する可能性があります。また、他の資産の減価償却を加速させる可能性もあります。さらに、特別な財政政策により主要な規則に多くの例外があります。最も重要なものは資本参加免税です(この点、詳細は29ページをご参照ください)。

オランダの税制は、特定の投資を刺激するなどの目的のため、いくつかの税制優遇措置があります。要件が満たされれば、小規模投資、エネルギー効率のよい環境資産への投資、研究開発活動に対する税制優遇措置が適用されます。詳細については、48ページの税制優遇措置をご参照ください。オランダには、特定の要件を満たす船舶事業から生じる利益に対して任意の有利な制度もあります。

事業活動に対する収益は、第三者間取引価格でなければなりません。つまり、関係会社間の取引の条件、価格は、独立した第三者に適用されるものと同様でなければなりません。オランダ法人は、使用される取引価格について裏付ける適切な移転価格文書を作成し、保管する義務があります。移転価格文書には、機能リスク分析(機能、リスクおよび資産の記述)、経済分析(ベンチマークを含む)、移転価格ポリシーおよび内部契約の文書化が含まれます。会社の状況に応じて、国別報告書、マスターファイル、ローカルファイルの文書化が義務付けられます(詳細は25ページ参照)。





もし関連会社間の取引が第三者間取引価格でない場合には、課税所得は税務当局によって調整される可能性があります。さらに、第三者間取引価格と異なる取引は、実質的な資本の出資もしくはみなし利益分配であると考えられる可能性があります（後者は配当源泉徴収税が課される可能性があります）。これは、オランダ税制とそれ以外の税制の間のミスマッチがある場合に追加的な利益が考慮される可能性があります。

独立企業間原則に基づく移転価格調整から生じるミスマッチの防止のための規則

2022年1月1日以降、オランダ移転価格上、オランダ法人税側の移転価格の下方修正（損金算入）は、取引相手側の課税所得計算上、同様の移転価格の上方修正（益金算入）が行われている場合にのみ認められることとなっています。

本規則は、特に国際的な状況下で、独立企業原則の異なる適用から生じる移転価格上の取り扱いの差異を排除することを目的としています。当該差異は、多国籍企業の課税逃れによる利益の一部となる可能性があります。

二重課税を回避するため、オランダでは一定の条件下で引き続き移転価格の下方修正が認められます。

支払利息の損金算入

原則として、法人税の計算上、支払利息は損金算入されます。しかしながら、過大支払利子税制等、いくつかの損金算入制限規定があります。過大支払利子税制は、支払利子の損金算入が納税者の税務上のEBITDAの24.5%（2024年は20%）に制限されます（100万ユーロまでは損金算入され、損金不算入額のまた繰越制度があります）。さらに、支払利息を損金算入することにより、税源浸食が生じるのを防ぐため、特別な損金算入制限規定があります。



最も重要な損金算入制限は、特定の取引に関連するグループ内の企業間で発生した債務に対して支払われる利息に関するものです。濫用防止規則の適用範囲に含まれる取引には、グループ内外の企業買収、配当支払（利益の分配）、関連会社への出資（その法人の株式を1/3以上所有する場合）があります。このような取引の資金調達に関連する利息は、その借入金及び関連する取引が正当なビジネス上の検討に基づいているか、受取利息がオランダ税法上、効果的かつ十分に課税されていると認められる場合にのみ、損金算入が可能となります。どちらの条件も議論の余地があるため、該当する取引において損金算入制限が適用されるか否かを徹底的に分析することが極めて重要です。

減価償却

一般に、減価償却は、定額法、定率法により、過去の費用に基づいて計算されます。しかしながら、オランダの税法には、不動産、のれんおよびその他の資産の減価償却を制限する特定の規定があります。

一方で、いくつかの特定の資産について加速償却や任意償却も認めています。加速償却は、オランダの環境保護のための適格投資に適用されます（資産の75%に対して加速償却が適用でき、残りの25%に対しては通常の減価償却が適用されます）。加速償却は、特定の他の指定資産、例えば起業家および海上船舶の投資にも利用可能です。一定の条件の下では、無形資産の取得原価を一度に費用化することができます。

機能通貨

オランダの納税者は、申請により、特定の条件下で課税所得をユーロ以外の通貨で計算することができます。申請は、設立の最初の事業年度中、または新しい事業年度開始前になされなければなりません。一方で、税金の納付は常にユーロで行わなければなりません。

資本参加免税

オランダの資本参加免税制度は、子会社が親会社に支払う利益配当に対する二重課税を撤廃することを目的としています。納税者は、適格株式保有（一般的には5%以上の保有割合）に関連する配当や株式譲渡益などのすべての利益について、法人税が免除となります。また、オランダ法人が配当を行う場合に、オランダの配当源泉税が免税となります。もし納税者がいわゆる動機テストを満たせず、資本参加が実際にポートフォリオ投資とみなされる場合であっても、以下のいずれかに該当する場合には資本参加免税が適用されます。

- ポートフォリオ投資の対象となる子会社が、オランダの基準に照らして、十分に（少なくとも10%の実効税率で）課税されていること（実効税率テスト）
- ポートフォリオ投資の対象となる子会社が直接または間接に保有する資産の50%以上が、低税率ポートフォリオ投資で構成されていないこと（資産テスト）

なお、資本参加免税の適用を受けるための、株式の最低保有期間はありません。また、例外として、適格株式保有をしている会社であっても、清算により生じる損失は、法人税上、控除することが可能ですが、2021年以降、損金算入要件が改正されています。



資本参加免税の適用となる持分の譲渡及び取得に係る費用は、損金不算入になります。

非適格ポートフォリオ投資の場合、間接税額控除制度が資本参加免税の代わりに外国法人税に対して適用されます。アーンアウト(M&Aクロージング後の買収価額の調整)に関連する収益および費用は課税対象外となります。また、株式の取得もしくは譲渡に関連する費用は控除対象外となります。

上述の通り、CFC税制が導入されています。CFC税制は、単独または関連会社と共に、低税率国等(税率が9%未満の国もしくはオランダ財務省によって明示されているリストに載っている非協力的管轄権)に所在する子会社の株式の50%超を直接または間接的に保有する、または、低税率国等に所在する恒久的施設を有する法人の納税義務者を対象としています。

イノベーションボックス税制

自社で開発した無形資産から得られる使用料を含む利益に関して、特別な制度が適用されます。イノベーションボックス税制により、納税者は、特定の条件の下で、これらの無形資産から生じる利益に対してより低い実効税率を適用することが可能になります。イノベーションボックス税制による実効税率は最大9%になります。

イノベーションボックス税制は、主にオランダで行われる革新的な活動の利益に適用される非常に重要な制度です。他の制度(48ページの「税制優遇措置」を参照)と組み合わせることにより、オランダは研究開発活動を行っている企業にとって理想的な場所になります。

連結納税制度

オランダ法人である親会社とそのオランダ子会社は、一定の条件の下で、連結グループ(Fiscal unity)を構成することにより、オランダ法人税法上、1つの課税事業体として取り扱われることを選択することができます。連結納税制度の下では、連結グループ内の法人間の取引は消去され、連結グループに含まれる法人の事業収入が、法人税の計算の対象となります。オランダの税務上および租税条約の規定上、オランダ居住者となる法人は、この制度を選択することができます。一定の条件の下では、非居住者の納税者は、恒久的施設を通じて、オランダで事業を営んでいる限り、オランダの連結納税グループに含めることが可能です。

この制度を適用するための主な要件として、親会社が1社以上のオランダの居住法人の株式の95%以上直接または間接に保有していること、有効な経営管理の場所がオランダにあること、連結グループ内の法人が同じ税制を課されていること、が必要になります。

連結納税のメリットは以下の通りです。

- 単一の法人税申告書を提出できる
- 連結グループの課税所得の計算上、連結グループ間での損益を相殺できる
- 連結グループ内の一定の法人間取引を消去できる

連結納税のデメリットは、各企業が連帯して租税債務を負い、特定の税制優遇措置の適用が限定される可能性があり、軽減税率の対象となる課税所得や他の基準を共有する(個別に使用できない)ことです。

法人税目的の連結納税は、税務当局に申請書が提出された後に適用開始となります。最大で3ヶ月間の遡及適用が可能となります(当該期間中に要件が満たされている場合に限りです)。

もし、オランダの親会社とオランダの孫会社の間の中間持株会社がEU/EEA加盟国内の法人で、かつ、その他の要件が満たされている場合には、当該中間持株会社を除いて、オランダの親会社とオランダの孫会社との間で連結納税グループを形成することが可能になりました。また、2社のオランダ子会社を保有する親会社がEU/EEA加盟国内の企業であり、かつ、その他の要件が満たされている場合には、親会社を除いた2つのオランダの兄弟会社間で連結納税グループを形成することも可能になりました。さらに、EU企業のオランダの恒久的施設との連結納税グループの形成もかなり容易になりました。

ECJ判例法におけるいわゆる「要素アプローチ」は、連結納税に影響を与えます。

とりわけ、関連当事者の負債に対する利子に関する規定、ポートフォリオ投資の場合の資本参加免税制度の規定、資本参加免税制度の課税のミスマッチの防止規定、および支配株主の著しい変化があった場合の欠損金利用に関する規定の適用にあたっては、連結納税制度の適用がなかったものとみなされることになります。



欠損金の取り扱い

2022年以降、繰越欠損金は無制限に繰越が認められることになりました。ただし、一方、最初の1百万ユーロの課税所得に対しては全額繰越欠損金の相殺が認められるものの、それを超える課税所得に対しては50%のみ相殺が認められることとなります。

また、企業の究極の親会社による投資持分が30%以上変更した場合、欠損金の利用制限が課される可能性があります。

外国の恒久的施設に関して、原則として、国境を越えて、損益通算することはできません。つまり、外国源泉の損失はオランダ源泉の所得と相殺することはできません。ただし、外国の事業運営の終了時に実現した損失(最終的な損失額)については例外となります。外国の恒久的施設の最終的な損失額が、オランダの法人税計算上、考慮されます。

国外所得と二重課税排除

オランダ企業の全世界所得が、オランダの法人税の課税対象に含まれますが、通常、二重課税排除の規定が適用されます。オランダは、国際的な二重課税の回避のために90以上の租税条約を締結しています。二重課税排除が適用されない場合、オランダは一方的な二重課税の軽減措置を提供することがあります。さらに、納税者は、EU指令およびEU法により、有利な規定の恩恵を受けられる可能性があります。なお、オランダは、90ヶ国を超える他の管轄区域と同様、OECDの多国間協定(MLI)を署名しており、租税条約に関連する租税回避に対する複数の措置を講じています。他の50以上の管轄区域と同様、オランダはMLIを批准しており、当該国・地域との間の租税条約に影響を及ぼす可能性があります。

外国法人から受ける配当(資本参加免税の適用がないものに限る)、利子、使用料に対する二重課税は、オランダの租税条約がある場合、もしくは、法人税の納税者が発展途上国の法人である場合には、税額控除により二重課税が排除されます。もし、租税条約や一方的な救済措置が適用されない場合には、課税

所得を計算する際に支払われた外国税額の控除が認められます。

外国の事業活動から利益を得るオランダ法人の納税者に対する二重課税軽減措置があります。納税者の全世界所得は、オランダの税法基準に基づいて決定され、その後、国ごとに「適格および非適格な外国源泉の事業収益項目」と同等の金額だけ減額されます。例えば、適格な所得項目には、外国に所在する恒久的施設に帰属する事業利益や、他国に所在する不動産からの収入が含まれます。

ほとんどの場合、上述の通り、海外配当は資本参加免税によりオランダ法人税では免税となります。その結果、外国源泉税を控除することができず、関連する企業にとって実質的な費用となってしまいます。しかしながら、もしオランダ法人がそのような配当を親会社に再配当する場合には、オランダの配当源泉税から、外国の源泉徴収税額を控除することが可能となります。控除額は、最大で配当の支払額の3%相当となります。租税条約の基本的な方針として、オランダでは、配当源泉税の減免に関する合意を達成することを目指しています。

2022年1月1日以降、オランダ政府は法人税と配当源泉税及び賭博税の相殺が制限されることになり、当該措置によって毎期の法人税からの源泉税の控除が制限されます。また、相殺されなかった源泉税は翌期に繰り越されます。

出国税

法人の居住地をオランダから他国に移したい場合、実現利益と未実現利益(のれん等)に対して、出国税が課されます。課税額は移転時に計算されます。移転先の国がEU/EEA加盟国内にある場合、一定の要件および申請のもと、当該課税は5年間に分割して支払うことが出来る可能性があります。なお、2年以上前から特定の状況下でオランダからの出国に対して配当税を課することが議論されていますが、現在提案されている法案がいつ発効されるか、遡及効力があるかは未定です。

私たちPwCがお手伝いできることは？

- ・ オランダ法人税と配当源泉税の申告に関するアドバイスをを行います。
- ・ コンプライアンス手続き等に関する支援をします。
- ・ イノベーションボックス制度の適用に関する支援をします。
- ・ 連結納税制度および資本参加免税に関する支援をします。
- ・ CFC税制のような租税回避規定の影響及び過大支払利子税制による支払利息の損金性に関するアドバイスをを行います。





源泉税

配当源泉税

オランダ企業(協同組合を除く)からの配当に対しては、15%の配当源泉税が課されます。個人又は企業が受け取る配当が資本参加免税の適用により免税となっていない場合、また年間の法人税納税額を上限に、二重課税防止の観点から税額控除を受けることができます。

EU親子会社指令またはEU / EEA法により、その他のEU / EEA諸国の法人に対して支払われる配当に対しては課税されないケースもしばしば見受けられます。当該免除規定はオランダが二国間租税条約を締結している国の法人に対して支払われる配当にも適用されます。当該免除規定の対象法人は、OECD BEPSプロジェクトに基づき判定がなされます。

持株機能のみを有する協同組合は、前事業年度にオランダに所在する当該協同組合の事業の少なくとも70%が株式の保有であると認められる場合、配当源泉税を控除する義務が課せられる可能性があります。持株機能のみを有する協同組合に該当するか否かに関わらず、株式に相当する組合員権を有する協同組合は配当源泉税の控除義務が課せられます。

条件付配当源泉税

オランダは、2024年以降、低税率国・地域に設立された株主への配当支払、及び濫用されている状況(例:オランダ配当源泉課税を回避するための人為的な措置が取られている状況)における配当支払について、法人税率の最高税率(25.8%)での条件付源泉税が適用されます。

条件付配当源泉税が導入される根拠は、利子及び使用料に係る条件付源泉税と同様です。

利子および使用料に係る源泉税

2021年1月1日以降、オランダでは、低税率国等(所得に対して課税が行われない又は法定税率が9%未満の国、租税に非協力的としてEUリストに掲載されている管轄区域)に所在する関連会社に対して支払われる利子及び使用料に係る条件付源泉税が導入されています。当該源泉税率は法人税率と同率とされるため、25.8%になります。また、25ページにある「利子及び使用料に係る条件付源泉税」も参照してください。

私たちPwCがお手伝いできることは？

- ・ 配当税の源泉徴収義務の有無を判断します。
- ・ 源泉徴収税と所得税の双方の納税義務の決定をサポートします。
- ・ 二国間租税条約の適用条件と実務について助言します。
- ・ 申告期日、申告様式、異議申立等に関連する諸規程の遵守をサポートします。





付加価値税(VAT)

EUにおける制度

オランダの付加価値税制度(VAT)は、EU規制に基づいており、EUの他の地域で使用されているものと本質的には同じです。しかしながら、EU加盟国間では、特に付加価値税率、付加価値税の要件、および適用可能な事業等に関して、いくつかの重要な違いがあります。

付加価値税制度

VATは実質的には消費支出に対する税金です。したがって、理論的には、事業活動に対して、税金の最終的な負担がかかるべきではありません。この点、インプットVAT控除の仕組みにより、この目的は達成されています。企業が商品やサービスを購入する場合、通常はVATをサプライヤーに支払います(インプットVAT)。企業が商品やサービスを他の事業者や最終消費者に販売する場合、VATの具体的な免除規定が適用されない限り、通常、VAT(アウトプットVAT)が課されます。もし、課税対象となるもののみを生産する事業である場合は、受け取ったインプットVATは、一定期間ごとに合計され、支払ったインプットVATから控除した上で、差額を(オランダ)税務当局に支払い(もしくは還付請求)する必要があります。その結果、最終消費者は購入した商品やサービスの最終価格に対するVATを負担することになります。

物品供給またはサービス提供取引が0%税率もしくは免税とされない限り、事業を行う過程で、課税対象者によりオランダで供給された商品およびサービスの提供に対して、VATが課されます。VATの課税事業者は、オランダで事業活動を行っている事業者となります。さらに、課税対象者または非課税法人によるオランダのイントラコミュニティ内(つまりEU内)の取得、イントラコミュニティ内の輸送サービス、および商品の輸入も、課税取引となります。

上記のすべての行為は、非居住者によって行われている場合でも、オランダで行われた場合は課税対象となります。

もしオランダでの取引に対してVATの納税義務がある場合には、VAT登録を行う必要があります。

持株会社および金融会社

持株会社および金融会社のVATポジションには特別な注意を払う必要があります。正確なVATステータス(VAT課税事業者か否か)とVAT控除に関する具体的なポジションはいくつかの要素によって異なり、複雑である可能性があります。

連結納税・VATグループ

オランダでは、財務的および経済的並びに組織的な関係性により互いに密接な関係がある法的に独立した複数の事業者を、単一の課税対象者として取り扱うことが認められています。

VATグループにおける本店と支店間の課税対象取引

2024年1月1日より、VATにおける固定的施設(FE, Fixed Establishment)に関する財務長官政令が改正されています。VATグループの一部である本店またはVAT上の固定的施設と、EU非加盟国にあるVAT上の固定的施設または本社との国境を越えたサービスもVAT課税対象となります。

これはオランダ国内にある固定的施設と加盟国にある固定的施設の両方に関連します。上記のサービスがVAT課税対象となるため、オランダではオランダ国外の固定的施設からオランダ国内の固定的施設に対する請求がリバースチャージの対象となる可能性があります。さらに、オランダ国内の固定的施設からオランダ国外の固定的施設への請求についてインプットVATを控除する権利にも影響がおよぶと思われます。ただし、固定的施設間のサービスの収受が2024年から課税対象となるからといって、すべての請求についてVAT上の影響が生じるわけではありません。例えば、すべての取引についてVAT税制上の「役務提供の対価」があるか否か、また取引の一部にVAT免除を適用できるか否かを判断する必要があります。

税率

現在、オランダVATの標準税率は21%です。また、特定の生活必需品やサービス(例えば、飲食品、旅客輸送、特定の労働集約的な修理および保守活動)には、軽減税率の9%が適用されます。0%税率は、例えば商品の輸出に適用されます。

2023年度から、0%税率は(屋根用の)太陽光パネルの販売及び設置にも適用されます。0%税率は当該太陽光パネルを民家や住宅もしくはその域内に設置することが予定されている場合に限り適用可能です。

さらに、教育サービスや医療サービスなどの様々なサービス提供に係るVATが免税となります。0%税率と免税の違いは、VAT免税取引のために生じた費用にかかるVATが、インプットVATとして控除できないことです。原則として、0%税率の取引の場合は、インプットVATの全額控除が可能です。



輸入VATの繰り延べ

他のEU加盟国とは異なり、オランダは輸入時に、実際に支払う輸入VATを繰り延べることができる制度を導入しています。商品がEU内に輸入される際に輸入VATを支払う代わりに、当該支払いをVAT申告時まで繰り延べることができます。このシステムでは、輸入VATが申告されることになりませんが、この金額は同じVAT申告の中で同時に差し引くことができます。その結果、原則として輸入時に実際にVATの支払いがなくなり、キャッシュフローの不利益を避けることができます。

定型フォームのない管理と電子インボイス

他のヨーロッパ諸国とは異なり、オランダでは自由なフォームでの管理が認められています。内容、可読性、そして7年間(不動産に関連する場合は10年間)の保管義務に関する一般的な要件がいくつかありますが、オランダ税務当局の要請があった際に、データを見やすく、かつ、分かりやすく利用できるようにされている限り、基本的には事業者はどのように管理するかについては自由に決定することができます。これにより、オランダの企業は、他のEU加盟国と比較してオランダのこれらの管理義務を比較的容易に遵守することができます。

もう一つの利点は、オランダが定型フォームのない電子インボイスを認めていることです。標準的な請求書発行の要件は満たされなければなりませんが、信頼性、内容の完全性、電子的に保管された請求書の可読性が保証されている限り、電子インボイスが送られる方法は事業者任せられています。

VAT還付申請

一般的なVAT還付申請は、オランダで数週間以内に処理され、これはキャッシュフローの観点から有利となります。

VATと電子商取引

デジタルプラットフォーム事業者は複雑なVAT規則と広範囲にわたる管理及びデータ保持義務に直面しています。一定の条件下では、プラットフォーム自体が商品の供給者とみなされます。電子商取引のためのVAT規則は、いわゆるワンストップショップVAT申告によるVATの報告を促進します。報告義務を促進させるために、システムに特定の設定が必要となります。

決済サービスプロバイダーのCESOP報告義務

EU法に基づいて、決済サービスを提供する多数のヨーロッパ企業に対して2024年1月1日から新たな管理上の義務が課されています。国境を超える支払いが四半期に受益者当たり25件以上ある場合、決済サービスプロバイダーは支払情報を十分な正確性を担保する形で帳簿に保存し、適切な加盟国の税務当局に提出しなければならないというものです。加盟国の税務当局は、詐欺行為の発見と取り締まりを目的として、新たに欧州委員会が設置したデータベースである中央電子決済情報システム(CESOP)を介してこのデータを照合します。

取引ごとにCESOP義務が適用される国を決定する規則も設けられています。例えば、ある支払いの受益者がオランダの決済サービスプロバイダーを利用し、支払人(消費者)が別のEU加盟国の決済サービスプロバイダーを利用する場合、オランダの税務当局にCESOP登録を行う必要があります。オランダのVAT法では決済サービスプロバイダーが帳簿に保存するべき支払情報の種類が定められています。

私たちPwCがお手伝いできることは？

- VATの管理体制の構築支援を行います。
- VATの観点からERPシステムの調整を行います。
- 本店とVAT上の固定的施設に関する規則の改正によって生じる影響の評価と、システムや請求フローへの反映をお手伝いします。
- VATに関連するすべてのデータを分析するSAPシステムの拡張方法に関するアドバイスをいたします。
- 電子商取引のプラットフォームが適切なVAT処理を行うための各種サポートを行います(例えば供給者が誤った情報を提供する場合も)。





関税と物品税

EU関税同盟

優れた物流インフラを理由として、オランダはEUの主要な物流ハブに選ばれています。EU域外からオランダに商品を輸入する場合、商品は関税のために申告されなければならない、通常、関税とVATの対象になります。EUは関税同盟であり、これはEUが関税上、単一の領域として扱われ、原則として、各加盟国で同じ規則と税率が適用されることを意味します。また、一度、商品がある加盟国ですべての納税と輸入手続きが完了している状態となると、それ以上の関税の支払いまたはそれ以上の手続きなしに、他のすべての加盟国間で自由に移動できることを意味します。

しかしながら、規定はEU全体で同じですが、解釈や適用はEU加盟国によって異なる場合があります。開放的でビジネスに優しい環境を持つ貿易国であるという長い伝統のおかげで、オランダ関税局は関税調査に関して柔軟であることで知られています。これは、関税が低かったり、管理が行われていないことを意味するものではありませんが、オランダの関税局は、通常、会社の業務にほとんど影響を与えないような方法により、管理や監督を行っています。

関税

EU外から輸入された商品に対して支払う関税の額を決定する3つの要素が存在します。

分類

関税の額は、商品がEUの合同関税品目分類表(EUのコードと税率のリスト)の中で、どのように分類されているかによって決まります。これは、商品が価格に応じた関税率(つまり、価格に対する税率が定められている)もしくは、特定の関税率(例えば、分量当たりの金額が定められている)が課されるものか、または、関税が全く課されないものか(すなわち、0%)を決定します。

申請時に、オランダ関税当局は、商品の分類について決定を下します。拘束的関税分類情報(BTI: Binding Tariff Information)は、各EU加盟国のBTI保有者と関税当局の両方に拘束力を課すため、分類の確実性を提供します。私たちは商品の分類を決定し、その後BTI申請の準備と実証を支援することができます。

評価

価格に応じた関税率を課される場合、EU関税評価ルールはWTOの評価ルールに基づいており、同様に基本的なルールとして取引価値法を適用することが求められています。これは、実際に支払われた、または、支払われる価格が、関税価格の基礎となることを意味しており、すなわち、価格は売買取引に基づくこととなります。関連当事者間の取引は、基本的に取引価格のための基礎として認められます。しかしながら、関税当局は、第三者間取引価格を実証することを要求する可能性があります。そ

のような取引価格が利用できないか適用できない場合にのみ、代替の方法が適用されることがあります。

売買取引を関税の課税標準として使用する場合、特定の原価の要素(例えば、EUの国境への輸送と保険、研究開発費やロイヤリティ(使用料)の支払いなど)が支払った価格に含まれない場合には、それらが追加されます。特定の原価の要素(例えば、内陸輸送または設置)が支払った価格に含まれている場合には、一定の状況では、それらが除外されます。商品がEUに入った時点で複数の取引の対象になっている場合、これらの取引のうち一つのみが関税価格の基礎として利用できます。輸入者は、どの取引を関税価格の基礎として適用するかを自由に選択することはできません。EUの規則解釈では、商品の発注を取引の開始とみなすこともあるため、関税価格の正確な基準を決定することは必ずしも容易ではありません。

原産地

EUは多数の国々との自由貿易協定や特惠貿易協定を締結しています。これにより、特定の厳格な規則に基づいて、それらの国々から原産地とする商品を、軽減税率もしくは0%税率で、EU内に輸入することが可能となります。近年、EUは様々な新しい自由貿易協定を締結しており、近年には日本、英国、シンガポール及びベトナムとの自由貿易協定が締結されました。

しかしながら、EUは、商品の輸入時に、反ダンピング、反補助金(対抗措置としても知られています)、セーフガード措置のような、貿易防衛措置を適用することもできます。これらは、特定のリストアップされた国に由来する商品に適用されることがよくあります。したがって、調達または生産の関税の取り扱いには注意を払う必要があります。

関税停止措置

米国とは異なり、EUは支払った関税に関する一般的な還付制度はありません。これは、商品が輸入され、その後、再輸出されるとき、輸入時に支払われる関税は還付されないということを意味しています。したがって、EU市場向けではない製品に対する不必要な関税の支払いを避けるために、様々な中継地の取り決めを、輸送(通関)、保管(保税倉庫)、加工(保税加工)のために申請することができます。これらの取り決めの一部は、関税と輸入VATの支払いの繰り延べのためにも適用される場合があります。このような中継地の制度を適用するためには、通常、EUに設立された企業のみが利用可能となっている許可が必要になります。

基準を満たしていれば、輸入業者が使用できる可能性がある、関税の免除規定があります(例:輸出後にEUに返品される商品に対する関税の免除)。

さらに、輸入、輸送及び/または輸出の際の関税手続きのために簡素化された手続きを用いることができます。これらの簡素化された手続きは、物理的な関税の検査監督ではなく、法人の



管理における監督をすることにより、物流業務のより柔軟な取り扱いが可能となります。簡素化は、輸出の原産地証明書、または請求書のような商業文書上の原産地国文書の自己発行にも関連します（許可された輸出者）。そのような原産地証明書または原産地書類に基づき、軽減税率が課される可能性があります。

税関申告制度の切り替え

現在、オランダの税関当局ではDMSと呼ばれる新たな税関申告制度が導入されました。新制度の導入により、税関申告手続きが変更されています。例えば、新申告制度では定期補足申告を月ごとに行うことは認められておらず、輸入許可が下りた日から10日以内に申告を行う必要があります。さらに、申告時に税関に提出するデータにいくつか大幅な変更が加えられています。

オランダと物品の輸出入を行っている企業は、より厳格な税関申告制度に対応しなければならなくなり、申告内容やこれによる出費が増えることが予想されます。サプライチェーンの混乱や国境での差し止めを避けるためにも、DMSの申告手続きをよく理解しておくことが極めて重要です。

物品税

物品税は、特定の消費財に支払われる消費税であり、欧州の事情により、規定されています。消費財には、ビール、ワイン、スピリッツ、たばこ、鉱物油製品があります。支払うべき金額は多額であり、手続きに関する規則は複雑です。これらの商品に係る複雑な規則は当該物品の輸入のみならず、EU加盟国間の輸送にも関わってきます。したがって、オランダへの輸入やEU加盟国への輸送開始前に確認しておく必要があります。

さらに、EUでは加盟国間および国内における消費財の輸送を追跡することを目的として、課税貨物の輸送・管理システム（EMCS）が導入され、物品税が支払われた貨物と課税停止対象の貨物の輸送が監視されるようになりました。このため、貨物の売手および買手に承認が必要となり、両者に必要な手続きが増えています。

商業政策と貿易防衛措置の新たな傾向

反ダンピング、反補助金、特定の原産国に対する輸入規制をはじめとする商業政策や貿易防衛措置は、国内市場を保護するための政治的手段として用いられることがますます増えてきました。一つの国で貿易防衛措置が導入されると、他の国々もこれに続くケースが多々見られます。貿易防衛措置による影響は広範囲に及ぶこともあります。例えば、輸入品の大幅な値上がりや国境での差し止めなどにつながる恐れがあります。よって、輸入品が貿易防衛措置の影響を受けるかどうか、継続的に監視することが重要です。

持続可能なサプライチェーンに関する規則

近年、持続可能性を重視した新たな要件や義務が導入され、企業のサプライチェーンにも大きな影響がありました。持続可能なサプライチェーンに関する規則は主に欧州がけん引役となっており、オランダへの輸入にも適用されます。オランダに関連のある主な規則は以下の通りです。

CBAM

CBAM（炭素国境調整措置）は2023年10月1日に発効し、EUへの特定の製品（鉄、鋼鉄、セメント、アルミニウム、肥料、電力、水素、および特定の条件下における間接排出量）の輸入に対し



て炭素税が徴収されることになりました。2023年10月から2025年末までは移行期間となり、CBAM対象製品を輸入する企業はこれらの製造による炭素排出量を報告することが義務付けられます。2026年からは炭素税の支払いが導入される予定です。

CBAMでは四半期ごとに対象製品の製造による炭素排出量を申告する報告書を提出することが義務付けられ、2025年1月1日からは、排出量の算定方法がEU ETS(欧州排出量取引制度)での算定方法に近いEU方式に一本化されます。

EU ETS2

2025年1月1日より、建物、道路輸送、その他の産業を対象とする排出量取引制度(ETS2)が発効しました。ETS2はエネルギー製品の使用に関連しており、原則的にエネルギー製品が上市された時点で適用されます。「上市」は市場内で自由な流通が可能になることを意味し、EU外からの輸入時に上市されたとみなされる場合と、物品税保留措置の終了(例えば、鉱物油が保税倉庫から出荷された時点、または登録荷受人のもとに製品が到着した時点など)をもって上市されたとみなされる場合があります。上市された時点からETS2による義務が生じ、許可と監視計画が必要になるほか、ETS2当局への報告が義務付けられます。

鉱物油製品の保税倉庫の免許や登録荷受人の許可を取得している企業やその他のエネルギー分野の納税者は、ETS2による義務の有無を確認し、許可申請の準備を開始し、報告要件について調べておくことをおすすめします。

EUDR

欧州森林破壊防止規則(EUDR)は、EU市場で販売、もしくはEU市場から輸出される対象品が「森林破壊に関与していない」

と証明することを義務付けるものです。この規則は、4〜6桁のEU HSコードの定義に基づいて、牛肉、ココア、コーヒー、ヤシ油、ゴム、大豆、木材、これらの原材料を用いた派生製品に適用されます。

これらの製品の貿易または輸出に携わることを希望する貿易業者や企業は、サプライチェーンに厳格なデューデリジェンスを実施することが求められ、取り扱う製品が森林破壊に関与していないことを確認する調査が必要になります。これらの義務を怠った場合は多額の罰金が科せられる場合があります。

サプライチェーンの混乱や罰金を避けるためにも、自社のサプライチェーンにおけるEUDRの影響を検討し、非SMEは2025年12月30日、SMEは2026年12月30日の発効に向けて余裕をもって準備しておくことが望ましいでしょう。

EPR

拡大生産者責任(EPR)は、生産者(輸入者を含む)の責任範囲を、オランダ市場に流通させる製品の廃棄物管理にまで拡大するという考え方です。例えば、廃棄物の収集とリサイクルを行う義務がこれに含まれます。

オランダ国内においては多くの製品にEPR義務が定められており、その内容は製品によって異なります。オランダでEPRが適用される製品には、繊維物、梱包、使い捨てプラスチック、電池などがあります。

通常、生産者によるEPR義務への準拠は生産者責任団体を通して行われています。この場合、生産者は任意の生産者責任団体に加入し、この団体に対して報告および支払い義務を負うこととなります。

私たちPwCがお手伝いできることは？

- 商品の分類およびそれに従った関税率の確認をサポートします。
- 拘束的関税分類情報(BTI)の申請を行います。
- グローバル物流管理システムの導入をサポートします。
- 正しい関税価値(どの原価要素が含まれ、除かれるべきか)を決定します。
- PwCの有するツール(例えば、関税監視ツールや関税インサイトツール)を活用した貴社の関税プロセス管理強化をサポートします。
- 自由貿易協定等を用いることによりEUでの関税額を減らす余地がないかの検討をサポートします。
- 関税停止措置や関税手続簡素化の適用可能性を評価します。
- 消費財に対して保管及び輸送時に物品税の支払を猶予し支払後に輸送を可能とするための各種関連する許認可申請(例えば、保税倉庫に関する許可)をサポートします。
- CBAM(手続)に関するアドバイスを提供し、四半期ごとのCBAM申告の準備および提出をお手伝いします。
- EU ETS2による許可申請、監視計画の策定、報告義務の履行をサポートします。
- インパクト評価・準備度評価のほか、適切なデータ管理システム、サプライチェーンのデューデリジェンス、関連体制の整備を含め、EUDR準拠に必要な準備をサポートします。
- オランダ国内で適用されるEPR要件に関するサポートを提供します。





個人所得税

オランダでは居住者は全世界所得に対して課税されます。非居住者は、特定のオランダ源泉所得から得られた収入(主に雇用、取締役報酬、事業収入、オランダの不動産からの収入)のみにに対して課税されます。

居住地

個別の事実関係により個人の居住地が決定します。異議がある場合には、オランダの税務裁判所は個人とオランダとの関連性を調べます。結婚している個人が家族をオランダに帯同させる場合、または、単身者としてオランダに1年以上滞在する場合には、駐在員は、一般にオランダの居住者とみなされます。

適格非居住者

オランダの適格非居住者(すなわち、EU、EEA、スイス、BES諸島に居住し、オランダで世界の所得の90%を享受している人)は個人/家族控除、税額控除など、通常はオランダの居住者のみが利用できる規定を利用する権利を有しています。

2025年までは出向者ルーリング(43ページの「域外費用と出向者」をご参照ください)の規定に基づき、部分的な非居住者として扱われることを選択することが可能でした。ここにおける「部分的」とは、ボックス1に関しては居住者として取り扱われ、ボックス2およびボックス3に関しては非居住者として扱われることになります(各ボックスの説明は後述をご参照ください)。この規定は廃止となりましたが、2024年まで30%ルーリングを利用していた出向者のための移行措置が設けられており、最長2026年までは部分的な非居住者としてのステータスを利用することが可能です。

ボックス

オランダでは、全世界所得は、3つの課税所得の種類に分けられ、それぞれの収入は独自の制度の下で別々に課税されます。これは「ボックス」と呼ばれます。各ボックスには独自の税率があります。個人の課税所得は、これらの3つのボックスの所得の合計に基づいています。

ボックス1

範囲

ボックス1では、労働と住宅の所有からの所得が課税所得となります。起業家および雇用所得と主たる住居の所有権(所得とみなされる)が含まれます。

税率

ボックス1は累進課税です。

所得(€)	税率(%)	社会保険(%)	合計(%)
0 – 38,441	8.17	27.65	35.82
38,441 – 76,817	37.48	なし	37.48
> 76,817	49.50	なし	49.50

課税所得

ボックス1に関しては、オランダで事業を行っている外国企業の従業員に最も関連があるため、雇用と家屋の所有からの収入について取り上げます。

従業員がオランダの給与計算に入っている場合、賃金税が給与から引き落とされます。従業員の所得税の前払いとして、雇用主によって控除され支払われます。これは、雇用関係では、原則として現物のすべての給付は課税所得とみなされます。このような給付には、住宅手当、カンパニーカーの個人的な利用、従業員ストックオプション、一時帰国手当、配属前および配属後のボーナスが含まれます。雇用主が払う新規雇用の受入れに関連する引越費用は課税対象ではありません。将来の年金支払い時に課税されるため、承認された年金制度への雇用主による拠出は課税対象ではありません。

報酬に基づく株式からの収入および利益は、通常、給付が権利確定(株式)または行使された時点(株式オプション)で課税されます。ただし、2023年1月1日以降従業員の株式オプションについて規則の変更があり、株式オプションの行使後に株式の譲渡が不可能な場合、原則として譲渡が可能となるまで課税時期が延期されます。従業員が文書でその意志を明記する場合には、株式オプションの行使権を課税発生時まで延期することも可能です。したがって、原則的には株式オプションが譲渡可能となるタイミングが、課税発生のタイミングとなります。

「過度な報酬」に関する規定により、ボックス1において、「有利な投資」(利子の扱い)が生じます。有利な投資からの収入と譲渡益は原則として「その他の活動から生じる収入」とみなされます。特定の状況下では、その収入はボックス2(67,804ユーロまでは24.5%の低税率、それ以上は31%)、またはボックス3(貯蓄および投資から得られる(みなし)利益に対して36%)で課税される場合があります。



住宅の融資、改築、または維持に関連する住宅ローンの利息の支払いは、ボックス1の所得から控除することができます。控除額を決定するために、通常、資産価値の0.35%のみなし収入が用いられます。資産価値が1,330千ユーロを超える場合には、1,330千ユーロを超える部分の金額に対して2.35%が用いられます。2013年1月1日以降に締結された住宅ローンに係る支払利息については、その住宅ローンの全額が30年以内に定期的に払い戻される場合には、その支払利息を控除することができます。2025年に関しては、支払われた住宅ローンの利子が、最大税率37.48%から控除されることになります。

税額控除

納税者は一定の場合、税額控除を受けることができます。基礎控除に加えて、納税者の個人的状況(例えば、一人親の場合)に応じて、いくつかの他の税額控除を申請することができます。

ボックス2

範囲

ボックス2では株式からの課税所得となります。

税率

ボックス2は2つの所得枠で構成されます。67,804ユーロまでの1人当たりの所得には24.5%の税率が適用され、これを超える所得には31%の税率が適用されます。

課税所得

5%以上の株式を保有しているオランダの居住者、または、5%の株式を取得する権利を有するオランダの居住者は、実質的株式を所有することになります。この実質的株式の所有から生じた所得はボックス2で課税されます。配当および1つまたは複数の株式または権利の売却益がこの所得に含まれます。ボックス2は、オランダに拠点を置く企業の実質的株式を保有している場合にのみ、非居住者に対しても適用されます。



ボックス3

範囲

ボックス3は、貯蓄と投資から得られる(みなし)所得に適用されます。

税率

ボックス3所得は貯蓄と投資から得られる(みなし)所得に対し税率36%(2025年)で課税されます。詳細は下記の表をご参照ください。

課税所得

2023年1月1日以降、貯蓄と投資の税務上の取扱いに関する移行措置が執行され、2027年施行予定の新規則の発足まで適用されることになりました。2024年夏からこの移行措置が改正され、ボックス3の納税者に反証制度が導入されました。2025年半ばから、納税者は全資産に対する実際の利益を「実収入申告」書で申告することが可能になります。2024年10月半ばから11月半ばに、対象となる納税者に案内が郵送されています。

移行期間中には、個人の資産は銀行口座の残高(貯蓄)、その他の資産、負債の3つに分類されます。各分類については1月1日時点で固定のイールド率がみなされ、3つの分類の加重平均のイールド率を個人の控除可能額57,684ユーロ(2025年)を超える分の資産の合計額に適用し、36%(2025年)の課税対象となる課税所得を算出することになります。

非居住者に対しては、一定のオランダの資産のみがボックス3課税対象となります(例えば、ボックス1に配分される自宅として使用されていないオランダの不動産、ボックス2における株式や雇用に関係のないオランダで収入を得る権利、ボックス1に配分される雇用所得)。

直近年度の固定イールド率については以下の表をご参照ください。2025年度の銀行残高と負債に対するイールド率は現時点では発表されていません。

年度	カテゴリー1 貯蓄(%)	カテゴリー2 その他の資産(%)	カテゴリー3 負債(%)
2020	0.04	5.28	2.74
2021	0.01	5.69	2.46
2022	0.00	5.53	2.28
2023	0.92	6.17	2.46
2024	1.03	6.04	2.47
2025	未発表	5.88	未発表

ボックス3の今後見込まれる改正点

オランダ政府はボックス3の課税制度の改正を行う意向を公表し、議会に草案を提出しました。改正案による新たなボックス3課税制度では、譲渡益課税制度に従った実収入が課税対象となります。この新制度では、資産による実現利益および未実現利益を課税対象とし、関連経費を控除することができます。不動産や、家族経営の会社およびスタートアップ(イノベーション)企業の株式については、例外として(実現利益を対象とした)譲渡益課税制度が適用されます。この新しい制度は2027年までに発効する見込みですが、草案を巡る動きを見る限り、2028年になると考える方が現実的でしょう。

外国税額控除

居住者と部分的非居住者は租税条約等により二重課税を排除することができます。

2023年度からは、租税条約等において外国税額控除が可能な場合、オランダ居住者の役員がオランダ財務相の承認に基づき免税を受けることが不可能になっています。

社会保障

オランダには、雇用主と従業員の両者が拠出する広範囲な社会保障制度があります。オランダの社会保障制度は、他の欧州の社会保障制度と比較して、社会保障の拠出金額の上限額が低く設定されています。

社会保障制度は以下のように分類することができます。

- 国民保険: 国民保険制度の下では、最大38,441ユーロまでの所得に対して拠出金が徴収されます。現在、拠出金は年額の上限が10,628ユーロで定められていますが、ここから、いくつかの控除を適用できる可能性があります。従業員が支払う拠出金は、課税所得から控除することはできません。国民保険の拠出金と個人所得税は、ボックス1で併せて徴収されます。
- 従業員保険: 国民保険制度の下では、従業員保険は最大75,864ユーロまでの所得に対して拠出金が徴収され、雇用主によって支払われます。失業と障害に対する拠出金がこれに含まれます。無期雇用の場合は平均で約9,700ユーロ、有期雇用の場合は平均で約13,500ユーロが拠出されています。これは小規模な雇用主に該当することを前提としています。
- 健康保険: 従業員は、国際的な健康保険が利用できるかどうかにかかわらず、オランダの健康保険会社と個別に健康保険契約を締結する必要があります。さらに、雇用主も同様に拠出する必要があります。拠出額の上限は4,938ユーロです。



域外費用と出向者ルーリング

国外から雇用または出向された従業員が実際に負担する費用は、これらの経費が証明できる場合には、非課税で払い戻しを行うことができます。これらの域外費用には、基本的に、オランダに居住していなかったとした場合にその従業員が負担しないはずだった全ての費用が含まれます。域外費用と見なされる費用には、特に、国外の住宅、語学コース、居住許可、一時帰国に関連する費用が含まれます。

一定の条件が満たされれば、オランダで働く外国人従業員は出向者ルーリングの適用を受けることができます。このルーリングにより、最長5年間は収入が246,000ユーロ以下(2025年)であることを条件に、雇用からの収入の30%に相当する金額を非課税で従業員に支払うことができます。上記の出向者ルーリングとは別に、雇用主は従業員の子供のためのインターナショナルスクールの学費を全額非課税で負担することができます。出向者ルーリングによる払い戻しにより、すべての域外費用はカバーされていると考えられます。したがって、もし出向者ルーリングが適用される場合には、出向者ルーリングに加えて実費の域外費用の払い戻しを非課税で行うことはできません。

ただし、実際の域外費用が出向者ルーリングによる払戻額よりも高い場合は、費用の証明があれば、出向者ルーリングによる払い戻しの代わりに実際の域外費用の払い戻しを適用することができます。

出向者ルーリングの適用のための要件は以下の通りです。

- 外国人従業員は、オランダの労働市場で入手できない、もしくは、不足している特定の専門知識を有している必要があります。これは以下の給与基準により判断されます。2025年にはネット給与額が46,660ユーロ(30%の非課税払戻額を含むグロス給与額は66,657ユーロ)が最低限必要になります。30歳未満で大学の学位を持つ場合、ネット給与額が35,468ユーロ(30%の非課税払戻額を含むグロス給与額は50,669ユーロ)の低い基準が適用されます。
- 従業員は、オランダで雇用される前の24ヶ月のうち2/3以上の期間を、オランダ国境の半径150キロ圏外に住んでいなければなりません。
- オランダで雇用を開始してから4ヶ月以内に出向者ルーリングの申請をしなければなりません。この期間を超えた場合、ルーリングは、申請が行われた月の翌月以降にのみ適用されることになります。出向者は、従業員がオランダの賃金税台帳に含まれている場合にのみ適用可能となります。
- 出向者ルーリングの適用または域外費用(実費)の非課税払い戻しができる期間は5年間です。

出向者ルーリングの今後見込まれる改正点及び上限

近年、出向者ルーリングに関していくつかの改正が行われてきております。2023年1月1日以降、実際の域外費用の払い戻しを適用するか、出向者ルーリングを適用するか、を選択する必要があります。最初の4ヶ月をすぎると、年度の途中での変更は認められません。2024年1月1日以降、出向者ルーリングの適用金額について上限が設けられています。これ以降、雇用主は「Top Income Standardization Act」で設定されている所得の最大30%までを払い戻すことができます。2024年度における上限値(2025年度は246,000ユーロ)に基づき、非課税で払い戻しが可能な金額は年間73,800ユーロとなります。当該従業員が1年間オランダで働かない場合には、その割合に応じて上限額が算出されます。なお、2022年12月以前より出向者ルーリングの適用を受けている従業員に対しては、移行措置として上限額の適用時期は2024年1月1日開始ではなく、2026年1月1日開始となります。

また、出向者ルーリングは、オランダの雇用が終了した時点の賃金税の計算期間の翌計算期間終了時に失効します。出向者は、出国後に得た所得には適用されません。したがって、出向者ルーリングはオランダから出国後に課税対象となる賞与や株式から生じる利益に対しては、適用されません。

従前に公表されていた2024年から非課税対象を30%、20%、10%と段階的に廃止するシステムに代わり、2027年から非課税払い戻し額の割合が27%に引き下げられることになります。この改正は、そのほかの変更が発効するまに決定されていました。非課税払い戻し額の割合上限は27%となり、適用期間(最大60ヶ月)の全期間で同じ率が適用されます。2025年度および2026年度については、外国人従業員の最大非課税率は一律30%のままとなります。一律27%への非課税対象の引き下げと給与基準の引き上げは、2024年1月以前にすでに30%ルーリングを利用していた出向者には適用されません。2024年以前に30%ルーリングの適用を受けていた従業員については移行措置が適用され、2024年1月1日以前に30%ルーリングを受けていた従業員は、その30%ルーリングの全適用期間にわたって一律27%への最大非課税率の引き下げの影響を受けないになっています。適用期間中に30%ルーリングが停止されると、その時点で移行措置は適用されなくなります。

30%ルーリングを段階的に削減するシステムが廃止になることを受け、その影響を部分的に補うことを目的として給与基準が引き上げられる予定です。30%ルーリングの適用を受ける条件となる給与基準は、2027年1月1日より46,107ユーロから50,436ユーロに引き上げられます(この金額は2024年時点のものであり、実際の給与基準は毎年指標に基づいて変動するため、2027年にはこれよりも高くなることが予想されます)。修士号をもつ30歳未満の従業員の場合、給与基準は35,048ユーロから38,338ユーロへ引き上げられる見込みです(この金額も毎年指標に基づいて変動する点にご留意下さい)。



30%ルーリングの計算例

この計算例は、年間75,000ユーロの給与と年間10,000ユーロの域外費用があった出向者に対して、30%の出向者ルーリングを適用した場合と域外費用に関わる実費の払い戻しを行った場合の実効税率の違いを示したものです。

	30% ルーリング	30% ルーリングなし(€)
雇用者からのグロス給与	75,000	75,000
減算: 域外費用	(22,500)	(10,000)
所得税上の課税対象	52,500	65,000
減算: 所得税	(8,410)	(13,095)
減算: 国民保険拠出	(10,628)	(10,628)
加算: 各種控除	6,527	4,921
ネット給与	62,489	56,198
実効税率	17%	25%

給与税

オランダに居住または恒久的施設を有しており、人員を雇用している企業は、給与税を源泉徴収する義務があります。オランダに居住しておらず、かつ、従業員(その給与所得がオランダで課税されるものに限り)を有する企業は、オランダでの給与税の源泉徴収代理人になることを選択できます。

給与税の源泉徴収代理人は、従業員の賃金から賃金税および国民保険料の源泉徴収と、従業員の保険料と健康保険法に基づく所得関連の拠出金を負担することが義務付けられています。社会保障保険料は、従業員がオランダの社会保障制度によって保護されている場合にのみ支払われるものです。

賃金税および国民保険料は、従業員の所得税に対する源泉税です。医療保険法に基づく保険料および所得関連拠出は、雇用主の負担です。2025年の場合、従業員の保険料の上限(見込)は無期雇用の場合は約9,700ユーロ、有期雇用の場合は13,500ユーロであり、医療保険法に基づく所得関連の拠出金の上限は4,938ユーロです。

賃金は、雇用契約に従って従業員が受け取るすべてのものを意味すると理解されていますが、一部の項目は一般的な業務関連費用スキームまたは特定の免除規定に基づき、免税となる場合があります。従業員への精算や現物給付を行っている雇用者は、賃金税への影響を検討する必要があります。特定の免除規定(例えば、オランダの年金給付および特定の賞与の受給権に関する免除規定)が適用されない場合には、精算または現物給付は、従業員の個人賃金か、または、業務関連費用スキームに含まれます。





業務関連費用スキーム

業務関連費用スキームでは、雇用主は精算や非課税の現物給与の支給を提供することができます。業務関連費用スキームの予算は2023年に一時的に3%に引き上げられていましたが、これは2024年で失効します。2025年からは、業務関連費用の予算は従業員に対する年間支給額の最初の40万ユーロまでは2%、課税支給額の残額については1.18%となっています。

さらに、いくつかの特典を当該スキームの予算内に含めることなく、課税なしで提供することができます。当該スキームの予算枠を超過した場合には、雇用者は超過額に対して80%の税金を支払わなければなりません。

業務関連費用スキームでは、精算額が通常必要であると認められる範囲から大幅に(30%以上)乖離していない点に注意が必要です。さらに、特定の給付は、強制的に個人の給与となるため、業務関連費用スキームで非課税とすることができません。これは例えば社用車の私的使用などが該当します。

業務関連費用スキーム下における免税制度

新たな免税措置として2022年に導入された業務関連費用スキームがあり、このスキームを用いて企業は特定の在宅勤務手当の免税制度の下で在宅関連費用を経費精算することができます。この免税制度は、在宅勤務1日あたり2025年度には最大2.40ユーロの固定額が適用されています。ただし、在宅勤務手当と通勤費の免税の両方を同じ勤務日に適用することは認められません。通勤費と同様、期間ごとに一定額の手当を支給することができます。

当該免税制度を適用するためには、特に在宅勤務費用と通勤費の免税は同じ勤務日に適用できないため、従業員が通常自宅勤務する日数を把握することが重要になります。在宅勤務日数について従業員と特定の契約を締結している場合、契約比

率から逸脱があっても、固定手当の調整を行う必要はありません。ただし、契約の大きな変更があった場合、在宅勤務費用及び通勤費の固定手当を調整する必要があります。

偽装自営業者に対する規制

偽装自営業は、労働市場の最下層にいる労働者の社会保障を損ない、脆弱性を高めるだけでなく、社会制度における連帯を弱める恐れがあります。2025年以降、オランダ税務当局では偽装自営業者に対する規制が再び実施されていますが、ほとんどのケースで、まだ罰金は科されません。2025年以前の事業年度については、賃金税の査定は特定の条件に該当する場合に限られていました。2026年からは、現行の判例法に従って労使関係の明確化評価を行うことを定める新たな法律が施行され、実際の労働状況に基づいて労使関係の有無が判断されることとなります。2025年1月1日の時点で労使関係があるか否か、余裕をもって入念に評価し、2026年からの新法による影響を調査しておくことが重要です。労働法および社会保険料に関わる罰金は2025年までは上限がないことに注意してください。

ジェンダー・クォータ制度(Gender quota)

新制度は2022年1月1日から施行されました。上場及び非上場のBVとNVを含むオランダの大企業は、取締役会及び監査役会におけるバランスの取れた男女比の配分を目指すことが法的に義務付けられています。この制度の一部として、上場企業の監査役会の少なくとも1/3が女性で、少なくとも1/3が男性でなければならない要件が追加されています。この制度は新しく任命される役員に対して適用されます。そのため、監査役会の男女構成比率が均衡しない場合、全ての役員は男女比率の適正化に尽力することが求められます。

さらに、企業は、トップマネジメントとサブトップマネジメントにおけるジェンダーバランスを改善するために適切な目標を設定することが求められます。

私たちPwCがお手伝いできることは？

- ・ 年度管理を含む賃金税や業務関連費用スキームについて助言します。
- ・ オランダの給与計算のセットアップや源泉徴収代理人の(任意)登録申請を行います。
- ・ オランダ法人への源泉徴収義務の移転を行います(特定の条件に該当する場合)。
- ・ 従業員、取締役、社外取締役の税務上および社会保障制度上のポジションの評価を行います。
- ・ 30%ルーリング、A1明細、ルーリングの任意適用(非従業員向け)の申請を行います。
- ・ オランダ賃金税における外国人の社会保険負担料およびその他の雇用所得の算定を行います。
- ・ 所得税申告の免除申請を行います(特定の条件に該当する場合)。
- ・ PwCは、海外駐在員に関連するリスク管理やコンプライアンス遵守に対してサポートをします。
- ・ 適正かつ合理的に、税金、年金、社会保障給付のメリットを得られるよう、適時に適切な人材を配置し、効率的なソリューションを提供します。





その他税金

不動産移転税

オランダにおける非居住用の不動産の取得及び法人もしくは個人による長期的に居住しない不動産の取得に対して市場価格の10.4%の不動産移転税が課されますが、合併や分割等の再編に伴い非居住用の不動産を取得する場合は免税規定が設けられています。

一方、住宅が実際の取得者によって永続的に居住の用に供されるという特定の条件を満たす場合、居住用の不動産の取得に対しては、2%の低い税率が適用されます。住宅の「経済的所有権」を単に取得する場合でもこの税率を適用することができます。賃貸目的で取得される住宅の場合、通常通り市場価格の10.4%の不動産移転税が適用されます。

上記の居住用不動産の取得に対する2%の低減税率とは別に、住宅市場への新規参入を容易にするために、不動産移転税の新たな免税規定も導入されています。当該免除規定は、免除を申請するための住宅を購入する35歳未満の成人に適用され、購入価格が2025年には最大525,000ユーロの住宅が対象となります。なお、当該免除規定は、住宅の取得者が実際に永続的に居住するものであることが適用の条件になります。当該免除を申請できるのは生涯に一度のみです。既に免税措置を利用せずに住宅を購入した人も、継続取得の時点で35歳未満であれば、免税措置を申請できる可能性があります。

住宅が過去に買戻条件付きで売却され、実際に不動産が買い戻されている場合を対象にした免除規定もあります。住宅供給会社や不動産開発業者は、低所得者向けの住宅を低価格で販売する場合、このような条件を用いることが多く、仮に購入者が住宅を転売したい場合、この条件では、より高い市場価格でいかなる市場関係者に販売することはできず、住宅会社が開発業者に設定された価格で不動産を転売しなければなりません。このような買戻しには、不動産移転税の免除規定が適用できません。

また、不動産を所有する企業の株式の取得に際して、その企業が「Real estate entity」としての要件を満たす場合にも、譲渡税の課税対象となる可能性があるため留意が必要です。「Real estate entity」とは、株式取得時または全事業年度において、以下の2つの要件を満たす企業のことを指します。

- 総資産の50%超がオランダ国内外にある不動産で構成されていること。
- 保有不動産の30%超がオランダ国内の不動産で構成されていること。

2025年からは、株式の取引と不動産取引の課税条件を平等にするため、移転税の免除に調整が加えられています。影響を受けるのは、企業が新たに開発された不動産を保持しており、不動産そのものではなく、株式が譲渡される場合です。これまで、このようなケースでは付加価値税(VAT)も移転税も支払う必要がありませんでした。2025年から適用される改正では、その不動産のVAT課税対象サービスにおける使用(住宅または学校・病院などの施設の不動産賃貸など)が90%未満の場合、株式取得に対して4%の移転税が課されることになります。

自動車税と地方税

上述の税金の他に、以下のようないくつかの税金があります。

- オランダで自動車を所有/使用する個人は、オランダの道路税の課税義務が課されます。
- オランダ国内における不動産の所有/使用者には、市税が課されます。
- 相続税および贈与税は、贈答品または相続財産の市場価値に基づき課税されます。
- 産業向けの二酸化炭素税、エネルギー税や水道税等の様々な環境税・気候税が課税されます。

私たちPwCがお手伝いできることは？

- 不動産移転税についてどの税率が適用されるかを評価します。
- 該当する免除規定があるかアドバイスします。





税制優遇措置

オランダは、研究開発業務や統括拠点として非常に魅力のある場所でもあります。オランダ税制では、イノベーションや新規ビジネス活動を支援する様々な税制優遇措置があります。

研究開発活動促進税制

オランダの税制は、30ページの「イノベーションボックス制度」とは別に、革新的な新たな製品の研究開発に従事する従業員の賃金に対して、賃金税の軽減措置を設置しています。

研究開発費

企業は、給与税と社会保険料を削減することができる助成制度（Wet bevordering speur- en ontwikkelingswerk: WBSO）を利用することで、研究開発活動のコストを削減することができます。研究開発活動に関するWBSOは、研究開発に関連する給与費用及びその他の経費を対象としており、雇用者側の賃金税負担を軽減します。給与税と社会保険料の控除可能額は、2025年時点では、研究開発費の最初の380,000ユーロ（以後、「パケット1」と呼びます。）の36%、それを上回る超過研究開発費の16%となっています。ただし、当該控除可能額は賃金税額が上限となります（スタートアップ企業は、パケット1の50%が上限となります）。

当該助成制度の利用にあたっては、RVO.nl（オランダ経済省）のオンラインシステムを通じて、助成申請書を提出する必要があります。当該申請が承認されると、研究開発者の認定証を受領することができます。ただし、当該助成制度の政府予算にも限りがあるため、通常助成金の額は予算の使用状況により変動します。このため、研究開発活動を行うにあたっては、活動費が助成金の対象範囲にあるか否かに留意することが必要です。

投資促進税制

特定の事業資産への投資（特定の控除対象外資産以外）は、所得控除の適用を受けることができます。

省エネ及び環境促進資産

エネルギー効率の高い資産への投資に関しては、投資額が2,500ユーロを超え、かつ、「Energy List 2025」の要件を満たしている場合、追加控除(EIA)を受けることができます。EIAは、適正と認められた投資額の40%に相当します。環境改善資産への新規投資に関しても、同様の税制優遇措置が設けられています。投資額が2,500ユーロを超え、かつ、「Energy List 2025」の要件を満たしている場合、追加控除(MIA)を受けることができます。MIAは、取得資産の適格性に応じて、投資額の45%、36%または27%に相当します。これらの優遇措置を受けるためには、投資後3ヶ月以内に投資の事実をRVO.nl（オランダ経済省）に報告する必要があります。当該報告は、オンラインを通じて申請可能です。

特別償却制度

特定の要件を満たした固定資産は、特別償却制度を適用することができます。通常の償却と比較し、特別償却制度では毎年最も適切な減価償却率（高・低）を選択することが可能です。

特別償却制度は、特定の要件を充足するオランダの環境保護に資する事業用資産への投資に対して適用が可能です。詳細は、29ページの法人税の減価償却のパラグラフをご参照下さい。

私たちPwCがお手伝いできることは？

- ・ 事業または投資における税務上の各種優遇制度の適用可否について助言します。
- ・ 貴社事業の各種優遇制度の適用について、個別に助言します。
- ・ 申告期日、申告様式、異議申立等に関連する諸規定の遵守も合わせてサポートします。



税務コンプライアンス

法人税

法人税申告書及び賦課決定通知

オランダ民法に基づき設立された会社、または、税務上の居住地がオランダである会社は、毎期法人所得税(CIT)を申告する必要があります。

オランダの税務当局は、会計年度の期首に暫定の賦課決定通知書を発行します。3月決算会社等の暦年と一致しない会計年度の会社に関しては、後述する各期限・期間とは異なる要件が適用されるため留意が必要です。

最初の暫定の賦課決定通知書は、各年の1月に発行されます。当該賦課決定により算定される課税所得は、過去2期間の課税所得の平均値、もしくは、納税者が提出した予定申告書に基づいて算定されます。予定納付の支払期限は当該賦課決定通知書に記載されていますので、賦課決定通知書の発行日から6週間以内に一括で支払うか、または、2月から12月にかけて11回分割で支払わなければなりません、一括での支払いも可能です。

なお、納税者はオランダの税務当局に対し、賦課決定通知書の修正を要請することができます。当該要請はオンラインを通じて提出可能であり、特に不当と認められない限り、当局に受け入れられることが通常となっています。

会計年度の終了後5カ月以内に法人税申告書を提出しなければなりません、最大5カ月間の延長が可能です。法人税申告書の作成が、PwC等のプロフェッショナルファームによりサポートされている場合には、特定の要件が満たされれば、会計年度終了後、最大16カ月間の申告期限の延長を行うことが可能です。例えば、2023年12月31日に終了する事業年度においては、法人税申告書の提出期限を、最大で2025年5月1日まで延長することができます。3月決算会社のような暦年と異なる会計年度を適用している企業も、例外なく最大で16カ月間の申告期限の延長が可能です。

法人税申告書の提出後、オランダの税務当局による法人税申告書の審査を経て、最終版の法人税賦課決定通知が発行されます。当該賦課決定通知書は、会計年度末またはそれに税務申告延長可能期間を加えた期限から3年以内に発行されます。最終的な賦課決定通知書に対する異議申立期限は、賦課決定通知日から6週間以内と定められています。

なお、延長申請をした場合の実際の延長期間や、オランダの税務当局が賦課決定通知を発行するために必要な実際の日付・期日・期間は、状況によって異なる場合があります。また、クライアントやPwCの過去の申告の履歴によっては、オランダの税務当局が申告期限の延長期間を短縮する可能性もあります。

延滞利息

法人税は賦課決定通知書の通知日から6週間以内に支払う必要があります。延滞利息は、最終の賦課決定通知書と暫定の賦課決定通知書との差額に対してのみ支払う必要があり、会計年度が終了して6カ月後から最終的な賦課決定通知書による法人税が支払われるまでの期間に対して延滞利息が計算されます。このため、延滞利息(2021年12月31日までは税額の4%、2022年1月1日以降は8%)を抑えるために、申告書の金額が正しいことを入念に確認することをおすすめします。延滞利息は2024年1月からは10%、2025年1月からは9%となります。

2024年11月7日、北ホラント州地方裁判所が、2022年および2023年における法人税の延滞利息が高額すぎるとする重要な判決を下しました。北ホラント州地方裁判所は法人税に対する延滞利息が比例の原則に反しているとし、延滞利息を算定の上で8%から4%に削減しました。この判決は、賦課決定通知書によって延滞利息が請求された他の企業にも影響をおよぼす可能性があります。オランダ税務当局はこの判決を不服として上訴することが予想されます。問題は、上級裁判所がこの判決を支持するか否かです。2022年と2023年に高額の延滞利息があった企業は、異議申立を行うことをおすすめします。

追加の法人税賦課決定通知

オランダの税務当局は、税務調査官が法人税の最終賦課決定通知が発行された時点で合理的に識別できなかった新たな情報を入手した場合、または法人税申告書に明らかな誤りがあった場合は、会計年度終了後5年以内に追加の賦課決定通知書を提出することができます。申告書に誤りがあった場合、最終法人税額の30%以上に相当する追加法人税の納税を求められる可能性があります。法人税の申告期限が延長されている場合には、この5年間の期間はその延長期間に応じて、延長されます。とりわけ、国外所得に関しては、当該追加の賦課決定通知は会計年度終了後12年間認められています。追加の賦課決定通知の結果として、最終賦課決定通知と追加の賦課決定通知の差額に対する延滞利息と所定の罰金(賦課決定通知書における法人税額の最大100%)が科される可能性があります。



その他のコンプライアンス要件

マスターファイル、ローカルファイル及び国別報告書

少なくとも5,000万ユーロの連結売上高を有する多国籍企業に属するオランダ企業は、最終的な親会社の税管轄権にかかわらず、マスターファイルとローカルファイルを保管する必要があります。これらは、税務申告期限内に該当する企業において作成されなければなりません(25ページ参照)。

7億5,000万ユーロ以上の連結売上高を有する多国籍グループに属するオランダの法人は、最終親会社が国別報告書を提出するか否かを税務当局に通知しなければなりません。そうでない場合には、どのグループ会社がどの国の税務当局に国別報告書を提出するかを、オランダ税務当局に対して通知する必要があります。当該通知は遅くとも、会計年度末までに行われなければなりません。国別報告書は会計年度終了後12カ月以内にオランダ税務当局に提出する必要があります。

第二の柱(Pillar 2)

第二の柱(Pillar 2、グローバルミニマム課税)が適用される企業は、オランダにおける新たな申告義務が2024年度から生じます。GloBE所得申告(GIR)か、別の国(自動的情報交換が行われる国)で申告を行う場合は通知のみが必要となります。GIRは申告年度の終了から15カ月以内に提出することが義務付けられています(多国籍企業が第二の柱の適用対象となってから最初の事業年度は18ヶ月まで延長)。例えば、2024年度分のGIRまたは通知の最終提出期限は2026年6月30日までとなります。

オランダでトップアップ税が生じた場合、追加のPillar 2申告をGloBE申告年度の終了から17カ月以内に行う必要があります(多国籍企業が第二の柱の適用対象となってから最初の事業年度は20ヶ月まで延長)。よって、2024年度の最終的な法人税申告期限は2026年8月31日です。

ATADII(租税回避防止指令II)の文書化要件

租税回避防止指令IIは特定の文書化要件を規定していませんが、オランダ租税回避防止指令IIの下では、納税者は特定の支払が租税回避防止指令IIの適用範囲に含まれるか否かを決定するために必要な全てのデータを記録に含めることを求めています。納税者が、特定の支払いが租税回避防止指令IIの適用範囲に含まれないとの立場を取る場合、当該立場を裏付ける文書も記録に含めなければなりません。納税者がその情報を記録していない場合、立証責任は納税者に転嫁され、租税回避防止指令IIが適用されないことを納税者が証明しなければなりません。

私たちPwCがお手伝いできることは？

- ・ 法人税申告書の作成
- ・ 決算書のための未払法人税の計算(オランダ会計基準・国際会計基準・米国会計基準)
- ・ 各国の第二の柱(Pillar 2)に基づく申告書の作成および提出
- ・ 税務コンプライアンスプロセスの構築や実行の支援
- ・ ソフトウェアを用いた税務の課題の解決支援(会計・モニタリング・国別報告書・ワークフロー)
- ・ 既存ERPシステムにおける税務ツールの最適化
- ・ 国別報告書の作成・提出支援
- ・ 国別報告書に関する税務当局への通知の支援
- ・ 国別報告書のデータの分析
- ・ 国別報告書提出のためのファイル形式の変換支援
- ・ 各国の国別報告書の提出要件の検討支援
- ・ マスターファイルとローカルファイルの作成支援





配当源泉税

オランダ居住法人がオランダ居住者又は非居住者に支払う配当、みなし配当、特定の利益参加型ローンの利子は、配当源泉税の対象となります。配当が実施される際に、配当を行う法人は配当額から源泉税を控除した残額を株主に支払います。配当を行う法人は、配当源泉税の電子申告を行った上で、配当から1ヵ月以内に源泉税を税務当局に支払う必要があります。ただし、ほとんどの場合には配当源泉税は課されないと考えられますが、その場合であっても、配当源泉税に関わる電子申告をする必要があります。

オランダ法人が、オランダ国内に居住する子会社または租税条約を締結した国から配当金を受け取り、その後、当該オランダ法人が親会社に配当を行う場合には、一定の要件を満たす場合には限り、配当源泉税から当該配当額の3%相当額を控除することができます。

なお、配当が実施された暦年から5年以内に、税務当局は、追加で賦課決定を行うことができます。配当源泉税申告書の作成義務を放棄した場合、および、配当源泉税の支払を怠った場合、ならびに、所定の期限内に納付が行われなかった場合には、罰金が課されることがあります。

利子及び使用料に係る条件付源泉税

2021年以降、低税率国・地域に所在する関連会社に対する利子及び使用料は条件付源泉税の対象となります(24ページも参照)。当該源泉税の対象となる利子又は使用料の支払いがある場合、その暦年末から1ヶ月以内に税務当局に対して利子・使用料源泉税申告書の提出が求められます。2024年からは、低税率国への配当支払についても同じ規則が適用されます。



付加価値税

VAT申告

VAT申告の課税期間は通常は四半期ごとになります。ただし、納税者はオランダの税務当局に対し、毎月のVAT申告への変更を請求することができます。納税者が還付を受けられるポジションの場合、毎月申告を行うことによりキャッシュフローの優位性を得られる可能性があります。また、納税者は、特定の条件が満たされている場合には、年間でVAT申告を行うことも可能です。税務当局は、申告又は納税が遅延する場合、納税者に対して毎月のVAT申告を義務付ける権限を有しています。

オランダに設立された法人のVAT申告は、課税期間の翌月末までに行われる必要があります。オランダでVAT登録のみを行っている外国法人の場合、VAT申告は、課税期間の2ヵ月後の末日までに行われる必要があります。年間の申告を行う納税者は、自動的に翌年3月31日まで提出期限を延期することができます。これは、例えばその課税期間中にオランダで事業が行われていない場合であっても、または、オランダのVATの還付を受ける権利がない場合であっても、適用されます。

VAT申告は電子申告により提出される必要があるため、週末や祝祭日により、これらの申告期限が変更になることはありません。VAT申告は24時間365日提出することが可能です。VATの納付は、VAT申告を行う際に支払われなければなりません。

VAT申告書を提出してから6週間以内であれば、提出されたVAT申告書を修正することができます。さらに、VAT申告後5年以内に、追加のVAT申告書を提出することができます。ただし、追加のVAT申告については、変更内容が税務当局によって承認されない場合には、正式には認められません。この追加のVAT申告を提出するための特別な書式があります。さらに税務当局に支払うVATの追加支払額が1,000ユーロ以上の場合には特別な書式が必要になります。





EUセールスリスティング

納税者が別のEU加盟国の事業者の商品の販売やサービスを提供する場合(商品販売の場合には、これらの商品がオランダから出荷される場合)には、EUセールスリスティングを提出する必要があります。商品販売を別のEU加盟国に販売する納税者は、これらのリストも提出しなければなりません。納税者がリストを提出しなければならない期間は、実際の状況(提供および/または取得の金額および取引の種類)に応じて、毎月、隔月、四半期、毎年いずれかとなります。

オランダでは、商品のイントラコミュニティ内(つまりEU内)の販売(いわゆる「Opgeaf ICP」)に関して、四半期で他のEU加盟国に対して50,000ユーロを超える販売がある場合、月次でEUセールスリスティング申告書を提出することになります。イントラコミュニティ内のサービス提供は、月ごとまたは四半期ごとに提出することができます。年間でVAT申告を提出することが許可されている課税対象者は、特定の条件が満たされている場合には、リストも年間で提出することができます。当該リストは、該当する報告期間の翌月の最終日まで提出する必要があります。

私たちPwCがお手伝いできることは？

- VAT申告書、EUセールスリスティング、還付申請の作成支援
- 会計帳簿とVAT申告書の照合

個人所得税

個人所得税申告

個人所得税の申告書は、原則として毎年5月1日までに提出しなければなりません。ただし、申告期限を延長できる場合があります。5月1日を過ぎてから申告書を提出した場合、または賦課決定通知書に追加納税額が記載されていた場合は、延滞利息の支払いが必要となる可能性(2025年で7.5%)がありますので注意してください。オランダにおける税務上の居住者でなく、オランダ企業からの給与以外のオランダ国内での個人所得がない外国人従業員は、特定の条件を満たせばオランダでの個人所得税申告が不要になることもあります。この場合はオランダ税務当局が承認した賃金税の賦課決定通知書を使用することができます。

予定納税および事前還付

一般的に、もし納税者が賃金税の源泉徴収の対象とならない所得を有する場合には、所得税の見込み納付を事前に行う必要があります。もし、オランダの給与計算で考慮されない税額控除(住宅ローン利息控除など)がある場合は、毎月の所得税還付額の還付請求のために、税金還付に関するフォームを提出することもできます。

賃金税

賃金税は、各賃金期間、すなわち従業員が賃金を受け取る期間(通常、毎月または4週間)ごとに計算されます。雇用主は、賃金期間ごとに賃金税申告書を遅滞なく、かつ、正確に提出する必要があります。賃金税申告書は、雇用主に関する項目(雇用主に関する一般情報)と従業員に関する項目(各従業員に関する詳細情報(2019年以降、正しい税金の払い戻しを実行するために、従業員の海外の住所を記載する必要があります)で構成されています。

税務当局は、各種給付や所得税申告手続きのために、詳細な情報を使用します。そのため、最新で、正確、かつ、完全な情報であることが重要になります。従って、雇用主は、賃金税の誤りや不足を常に修正し、補足する必要があります。

賃金税申告書の納税額は、税務当局により定められた期限内に支払わなければなりません。

私たちPwCがお手伝いできることは？

- 賃金税コンプライアンスの支援
- 賃金税スキームの再構築支援
- 個人所得税の作成支援
- 予定納付に関する支援
- 給与計算プロセスの構築および運用支援
- 税務リスクを識別するためのデジタル評価ツールの導入支援
- 配当、利子及び使用料に係る源泉税の課税関係の分析
- 配当、利子及び使用料源泉申告書の作成



人材と労働法

人材

会社にとってもっとも重要な財産は人材です。前述のとおり、オランダは高品質の労働市場として世界的に有名です。加えて、オランダの従業員は柔軟性があり優れた労働倫理をもっています。

オランダの労働組合は穏健な性格であり、企業側とのコンセンサスを前提とした運営を行う傾向にあります。組合員数は一般に少なく、産業内労働紛争が起きた際には、早急かつ客観的に解決されます。企業側と従業員は様々な形で協力関係にあります。労使協議会がある場合は、これが企業における最も重要な従業員参加組織となります。この協力関係は安定した労働環境に貢献しています。その結果として、賃金コストの上昇は比較的緩やかですが労働生産性は高水準を保っています。

オランダにおける共通の実務として、高度な能力を有する人材との雇用契約にボーナス/報酬スキームを含める場合があります。一部のセクターでは、ボーナススキームは特有の法的要求事項の対象となっています。これらのスキームの記述は、税務メリットをとれるよう、または雇用契約が切れた際に雇用者が予期しないコスト負担が生じないようにする必要があり重要です。加えて、高い給与を払うことなく、従業員にベネフィットを提供できるよう雇用者と従業員双方にとって税務メリットがあるようにすることが可能です。

2024年1月1日には時給による法定最低賃金が導入され、日給、週給、月給での最低賃金は廃止されました。フルタイム雇用の勤務時間はセクターによって異なります(週に36時間、38時間、40時間など)。1ヶ月当たりの最低賃金は各従業員の実際の勤務時間に基づいて決定されます。最低賃金が時給制に切り替わったことで、給与システムや雇用契約に調整が必要になった企業もあるかもしれません。

賃金コストは相対的に低くはないものの、社会保障、年金、などの恩恵に対するプレミアムがあります。それらは雇用者と従業員双方によって負担されます。

オランダの雇用者は自営業の個人を雇うことができます。自営業の個人は従業員ではありません。実務的には、時に従業員と自営業の個人を区別することが難しい場合があります。雇用者はオランダ税務当局によって自営業の個人が自社の従業員と

して取り扱われないことを確認する必要があります。オランダ政府は、現在、自営業の個人との労使関係が雇用に該当しないとするための要件明確化と、ガイダンスの整備を進めています。過去数年間、オランダ政府は自営業の個人との労使関係に対する取締りを一時的に停止していましたが、2025年1月から再開される予定になっており、税務当局によって偽装自営業だと判断された場合は罰金や追徴課税が科されるようになります。

労働法に基づく要求事項

オランダ労働法は、雇用主に対して義務と潜在的なリスクをもたらす様々な保護を従業員に対して行っています。これらは以下を含んでいます。

- 従業員に対して最低賃金(時給)以上の給与を支払う必要があります。これは、法定時給で6ヶ月ごとに増加していきます(2025年1月1日現在、21歳以上の従業員に対して1時間当たり最低14.06ユーロ)及び休日手当(年間給与総額の8%)。
- 最大労働期間及び最低休暇期間を遵守する必要があります。フルタイムで働く従業員は通常、週に40時間以下の労働時間となっています。
- 各従業員に対しては有給休暇手当として、最低、1週間当たり平均労働日数の4倍を付与する必要があります(フルタイム勤務の場合20日間の有給休暇)。年間25日間の休暇付与が一般的と考えられています。
- 雇用者の義務として、雇用契約には透明で予測可能な雇用条件を含める必要があります。例えば、雇用契約終了時における手続上の要件や通知期間について、従業員に通知する義務が課されます。
- 期間従業員として契約できる人数(契約)に制限を設けています(3年以内に三回までの有期雇用契約が認められる)。
- 子どもの誕生、その他家族の状況に応じて、最低16週間の有給(月給の100%に相当)での産休や最低9週間の有給(月給の70%に相当、グロスで6,154.16ユーロの70%が上限)(2024年7月1日現在)での育児休業などの権利が認められるなど、様々な福利厚生が従業員に与えられています。
- 傷病休暇手当として、最初の2年間、従業員は最終給与の70%を受け取る権利があります。最低でも法定最低賃金の2,069.40ユーロ(2025年1月1日現在、最初の1年間かつ21歳以上の場合)、最大で最高賃金6,154.16ユーロの70%(4,307.91ユーロ)の傷病休暇手当の支給義務があります。最低賃金の2191.80ユーロは基準月給として使用されてお



り、一部の社会保障法にのみ適用されます。フルタイム勤務で1週間の勤務時間が40時間である場合などには、実際の法定最低賃金(月給)はこれよりも高くなります。

- 企業は、(1) 50人以上の従業員を雇用する場合、又は(2) 適用される労働協約により義務を負う場合、労使協議会を設置する義務を負います。10人以上50人未満の従業員を雇用する企業は、従業員の過半数の要請があれば、職員代表機関を設置する義務を負います。職員代表機関が設置されない場合、企業は少なくとも年に2回、または従業員からの要求に応じて、労使会議(「personeelsvergadering」)を開催する義務があります。
- 雇用者が従業員や求職者について取得した個人データを処理する自由の制限。
- 安全な労働場所を提供する一般的な義務を雇用主に求めています。これには、従業員の健康と安全に関する知見を有する代表者との協議や特定の健康、安全に関連する情報を提供することを含んでおり、また安全な労働場所の対象は従業員の自宅も含まれ、例えば業務用の椅子やモニターなどの提供も含まれます。
- 職能に応じた新規採用時を含め、従業員に対する差別的な扱いを禁止しています。
- 企業が雇用契約の終了または有期雇用契約の非更改(傷病または有期雇用契約の満了後を含む)を通知した場合、従業員に対して、雇用開始日に応じて按分計算された法定退職金を支給する義務があります(試用期間中の雇用契約の終了も含む)。法定退職金は、各雇用年度の月給総額の1/3に相当します。2025年1月1日現在、法定退職金の上限金額は、98,000ユーロとされています。当該支給額の算定基礎には、法定休暇手当8%、年末手当、賞与等が含まれます。
- 様々な解雇法規則、解雇に関する法定保護制度が設けられています。

雇用主はすべての従業員を対象とする包括的雇用契約を締結することが推奨されます。これは、すべての雇用条件を含めることに加え、例えば、守秘義務や雇用期間終了後の特定の競合行為を禁止すること等も含まれます。

移民

オランダで働く又は住むすべての外国籍の方は、オランダの移民法の規制対象となります。オランダは多国籍企業で働く給料等の特定の要件を満たす高度な技術を有する外国籍従業員に対しては通常より労働許可証を与えやすくしています。

EEA(欧州経済領域)内の国籍及びスイス国籍を有する方

EEA(またはスイス)国籍の方は、入国審査はありません。EEA内の国籍の方が4ヶ月以上滞在する場合は、居住地の市町村に登録する必要があります(「EEA外の国籍を有する方」の「登録市町村」をご参照ください)。

EEA(欧州経済領域)外の国籍を有する方

どの移民手続を開始すべきかは、具体的な事実と状況によって異なります。労働許可手続と知的労働者に関する手続が最も一般的です。

ブレグジット

2021年1月1日以降にオランダに入国する英国人は、オランダの移民法の適用を受けます。つまり、彼らはパスポートに基づいて180日のうち90日までシェンゲン圏(オランダを含む)に入国・滞在することが許可されます。パスポートの有効期限は6ヶ月以上必要です。ただし、初日からオランダで就労するためには、労働許可証が必要です。また、滞在日数が180日間で90日を超える場合は、滞在許可証が必要です。





知的労働者

知的労働者の滞在許可証は、EEA外の国籍を有する方がオランダに居住し合法的に就労することを可能にします(別途労働許可証を取得する必要はありません)。ただし、以下の要件を満たす必要があります。

- 会社は、オランダ移民帰化局(IND)に公認スポンサーとして登録されていなければなりません。
- 従業員は、市場整合性のある給与月額が少なくとも5,688ユーロ(2025年度 有給手当は除く)、または従業員が30歳未満の場合は4,171ユーロ(2025年度 有給手当を除く)でなければなりません。

なお、知的労働者の居住許可証を取得した場合、当該従業員には30%ルーリングの適用が可能です(37ページの「個人所得税」参照)。

自治体への登録

オランダでの滞在が4ヶ月未満の場合、18の指定された事務所の一つで市町村人口データベースに非居住者として登録することは任意です。ただし、税金や給与支払いに必要なオランダ市民サービス番号(BSN)を取得するために自治体への住民登録が必要です。

6ヶ月のうち4ヶ月以上滞在する場合、市町村人口データベースへの登録が必要です。

私たちPwCがお手伝いできることは？

- オランダ労働市場の状況に関して最新の情報を提供します。
- 雇用条件についてアドバイスします。
- 自営業の方のポジションについてアドバイスします。
- 労使協議会の設立(労使協議会規則の作成、労使協議会の選挙、時間計画策定など)。
- 安全で健康的な職場環境を作るための指導。
- 会社の活動が強制的な労働協約の範囲に入るかどうかの分析。
- オランダ労働法に関するアドバイス(最低休暇制度、雇用契約書の作成、雇用契約解除の方法など)。
- 従業員の個人情報の取り扱いに関するアドバイス。



会計と監査

会計上の要求事項

オランダ法人は、適時に経営成績及び財政状態を把握できるように、会計記録を記帳することが要求されています。会計帳簿の保存期間は各法制の要求事項により異なりますが、基本的には7年間の保存義務が課されています。

国際的な税務戦略の中で、オランダに欧州または周辺地域の統括会社を設置する日系企業も多数見られますが、特定の場合を除き、会計記録の保管場所や会計記録の機能通貨に関しては特に法制上の要求はありません。これらの会計記録に基づき、会計年度ごとにアニュアルレポートの作成が要求されます。アニュアルレポートは株主総会における承認決議を得た後、オランダ商工会議所に提出された上で一般公開されます。なお、日系企業のオランダ支店に関しては、当該日系企業の事業報告書及び計算書類等のコピーの提出が要求されています。

オランダ語以外に英語、ドイツ語又はフランス語でのアニュアルレポートの作成及び登記も認められています。

アニュアルレポート

会社規模区分

EUで批准された国際会計基準(以下、「IFRS-EU」)を採用していない企業は、会社規模区分をはじめとする諸条件によってアニュアルレポートの作成義務及び法定監査の要否が異なります。

最近になって、欧州委員会はEUにおける小規模会社、小会社、中会社、大会社の会計要件に関連する企業規模区分の閾値を25%引き上げました(従業員数は変化なし)。最後に引き上げが行われたのは2013年であったことから、ここ数年間の物価高騰も反映されています。オランダでも民法典第2編第9章に定められる会社規模区分を改正し、2024年1月1日以降に開始する事業年度から適用としていますが、2023年1月1日以降に開始する事業年度から申告に適用することもできます。企業は総資産、純売上高、平均従業員数の3つの基準に基づいて「小規模会社」、「小会社」、「中会社」または「大会社」のいずれかの会社規模に分類され、これらの要件は、後述する連結財務諸表免除要件を満たす会社を除き、オランダ会社を親会社とする連結ベースで判定する必要があります。会社規模ごとの現在の要件は以下のとおりです。

2年連続(新規設立の場合は初年度)で、その規模の3つの基準のうち2つ以上を満たした場合に、小規模会社、小会社、中会社、大会社に分類されることになります。また、これらを比較数値として用いることで現事業年度の会社規模を判断することもできます。

EU-IFRSを適用している企業は、自動的に大会社制度に該当するため、小規模・小・中会社向けの免除規定等を利用することはできませんので、ご注意ください。

オランダ法人の会社規模の関する最大閾値

	貸借対照表合計(ユーロ)		純売上高(ユーロ)		従業員数 (変更なし)
	旧	新	旧	新	
小規模会社	≤ 350,000	≤ 450,000	≤ 700,000	≤ 900,000	< 10
小会社	≤ 6,000,000	≤ 7,500,000	≤ 12,000,000	≤ 15,000,000	< 50
中会社	≤ 20,000,000	≤ 25,000,000	≤ 40,000,000	≤ 50,000,000	< 250



アニュアルレポートの内容

一般的に、中及び大会社のアニュアルレポートには以下の文書が含まれます。

- 会社の財政状態、業績、リスク、持続可能性、将来計画などについての公正な見解を示す取締役(会)報告書
- (I)貸借対照表、(II)損益計算書、(III)キャッシュフロー計算書、(IV)貸借対照表および損益計算書に対する注記から構成される財務諸表
- 監査報告書を含むその他の情報

監査報告書には、特に、(a)財務諸表が、すべての重要な点において、適用される会計原則に従って作成され、一年間の財政状態及び経営成績を真実かつ公正に表示しているかどうか、(b)取締役会報告及びその他の情報が法的要件を満たし、財務諸表と整合し、重要な虚偽表示を含んでいないか、の点を記載しなければなりません。オランダ公認会計士協会(NBA)では、2021年以降の監査年度からOOB(Public Interest Entity(社会的影響度の高い事業体))に財務報告に関する不正の報告を義務付けたのに加え、2022年以降の監査年度からは、監査人に対しても財務報告に関する不正や継続企業の前提(に対する手続を含む)を監査報告書に含めることを義務付けています。また、いわゆるOOBIに対する監査報告書では、これらの会社に対する意見として、重要性、グループ監査範囲、監査上の主要な検討事項に関する情報を記載する必要があります。

小規模会社や小会社は、取締役(会)報告書を作成する必要はなく、監査要件もありません。いずれも簡略化した貸借対照表(小会社は加えて注記が必要)を商工会議所に提出することができます。このような一般的な要件にかかわらず、小規模会社や小会社は、その裁量で税務会計原則に基づく財務諸表を作成することができます。その結果、財務諸表に基づく資本と利益は、法人税申告書に基づく資本と利益と等しくなります。この制度は、小規模会社の管理負担を軽減するためにオランダの法律に導入されました。

中会社は監査を受けなければならないませんが、財務諸表の一部として略式の損益計算書を提出することが認められ、貸借対照表への一定の開示要求が免除されます。

財務諸表の作成

財務諸表の主な要件は、一般に公正妥当と認められた会計原則(GAAP)に従って作成され、企業の資産、負債、経営成績、可能な限り支払能力および流動性に関する根拠のある意見を可能にする真実かつ公正な見解を提供しなければならないということです。

財務諸表は、オランダ会計基準またはEU-IFRSのいずれかに基づいて作成することができます。EU-IFRSは上場企業の連結財務諸表に要求されています。過去にオランダ会計基準委員会(以下、DASB)は、オランダ会計基準の多くをIFRSに合わせるために修正・更新しました。しかし、オランダ会計基準とIFRSの間には依然として多くの相違点が残されています。EU-IFRSとオランダ会計基準(以下、DAS)間で根本的に異なる基準は、例えば、従業員給付が挙げられます。この大きな差異を克服するために、DASBはオランダ会計基準の財務諸表に他の会計基準を使用することを認めています。該当する基準は以下の通りです。

- IFRS 9 ‘金融商品’(金融資産の減損に関する予想信用損失モデル)
- IFRS 15 ‘顧客との契約から生じる収益’(収益会計)
- IFRS 16 ‘リース’(リース会計)
- IAS 19 ‘従業員給付’年金会計(DAS 271.3に相当)
- 年金会計に関するUS GAAPのトピックとサブトピック(DAS 271.3に相当)

連結財務諸表

連結財務諸表に関する重要な問題は、オランダのほとんどの外国人投資家に影響を与えるものであり、特にオランダの会社がグループ構造の中で中間持株会社として機能している場合、その影響が大きくなります。原則として、子会社を持つ会社は連結財務諸表を作成しなければなりません、重要な免除規定が用意されています。

オランダの小規模及び小会社は、連結財務諸表の作成・提出が免除されます。中間持株会社が連結ベースで小会社の基準を満たす場合、連結財務諸表を作成・提出する必要はありません(オランダ民法典(以下、DCC)第2条407条第2項)。さらに、連結ベースで小会社の基準を満たさない中間持株会社、つまり、中会社や大会社であっても、DCC第2条408項を適用することにより、連結財務諸表の作成が免除される場合があります。この免除を受ける場合、同社は単体財務諸表にのみ規模基準を適用することができ、そのため、多くの場合、小会社のための制度に該当することになります。

この適用除外を受けるためには、中間持株会社がDCC第2条408項に規定される条件を全て満たしていることが非常に重要です。その条件とは、連結しなければならない財務情報が(最終)親会社の財務諸表に含まれていること、これらの財務諸表がEU法の規定または同様の基準に基づいて作成されており、取締役(会)報告書および監査報告書を添付して、許可された期間内に商工会議所に提出されていることです。



CSRD(企業サステナビリティ報告指令) サステナビリティ報告要件

2022年11月、欧州委員会は「企業サステナビリティ報告指令」の導入に合意し、2023年7月31日には欧州サステナビリティ報告基準(ESRS)が正式に採択されました。この報告基準は気候変動や生物多様性、人権など、環境、社会、ガバナンスの様々な分野が対象となっており、投資家が投資先企業のサステナビリティ・インパクトを理解するのに必要な情報がすべて含まれます。CSRDは、EUにおいてサステナビリティ情報の報告が従来の財務報告と同様に重要になり、同じ品質レベルになるよう促すことを狙いとしています。2024年度からは従業員数が500人以上の大会社規模に当たる上場企業などに適用されます。それ以降はまずEU内のすべての大企業に適用され、さらに多くの企業に適用が拡大される見込みです。サステナビリティ情報は、取締役(会)報告書に別途記載される必要があります。外部監査人は、この情報に対して限定的保証を与える必要があります。

す。また、事後的に、合理的保証が必要とされる見込みです。2025年1月の時点でオランダではまだ CSRDが国内法令に取り入れられておらず、2025年中に導入されると予想されています。しかしながら、欧州指令に基づいて2024年度の時点で条件を満たす企業には、2024年分から CSRD・ESRS要件に沿った自主報告を行うことが期待されています。さらに、CSRDが未導入であっても、EUタクソミー規則による情報開示義務は引き続き有効なままです。詳細は[PwCサステナビリティ報告ガイドをご覧ください](#)。

	小規模会社	小会社	中会社	大会社
法定監査要件	• 該当無し	• 該当無し	• 該当有り	• 該当有り
財務諸表の発行 要求事項	• 簡略式貸借対照表	• 簡略式貸借対照表及び 限定的注記事項	• 取締役(会)報告書 • 財務諸表I • その他法定必須情報	• 取締役(会)報告書 • 財務諸表 • その他法定必須情報
Applicable GAAP2	• 以下のうちいずれかを適用。 • 小規模及び小会社向けオランダ会計基準 • 税務会計原則 • EU-IFRS	• 以下のうちいずれかを適用。 • 小規模及び小会社向けオランダ会計基準 • 税務会計原則 • EU-IFRS	• 以下のうちいずれかを適用。 • 中及び大会社向けオランダ会計基準 • EU-IFRS	• 以下のうちいずれかを適用。 • 中及び大会社向けオランダ会計基準 • EU-IFRS
連結	• 免除	• 免除	• オランダ会計基準: DCC第2条408項が適用可能でない限り必須 • EU-IFRS:IFRS 10.4 が適用可能でない限り必須	• オランダ会計基準: DCC第2条408項が適用可能でない限り必須 • EU-IFRS:IFRS 10.4 が適用可能でない限り必須





タイムテーブル

以下のタイムテーブルは、財務諸表作成プロセスに関連する時間軸と採用可能な延長期限を示したものです。なお、これは上場企業には適用されません。上場企業の場合、財務諸表は期末後4ヶ月以内に作成され、一般に公開されなければなりません。また、期末後6ヶ月以内に採択されなければなりません。

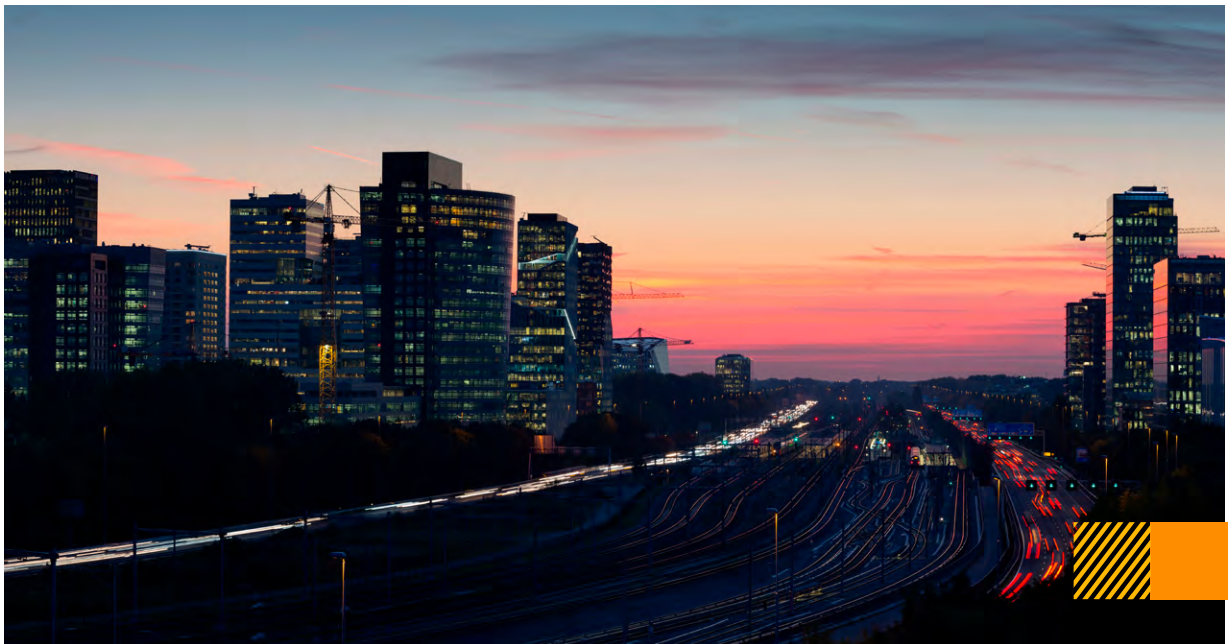
法的要件の不遵守は、会社が倒産した場合、重大な影響を及ぼす可能性があります。財務諸表の作成および提出に関する法定要件を満たしておらず、会社が清算される場合、取締役は善管注意義務を適切に果たさなかったとみなされ、清算時の赤字に対して個人的責任を負わされる可能性があります。

コンプライアンス違反に対する罰則

財務諸表の作成と提出に関する法定要件を満たしていない場合、これは取締役側の経済犯罪を構成します。

必要なアクション	時間軸	採用可能な延長期限
会計記録の維持	年間を通して実施	
財務諸表の作成	期末日後5ヶ月以内	最大5ヶ月（作成期限を最大期末日後10ヶ月以内に延長可能）
株主総会による財務諸表の採択 ³	財務諸表作成後から2ヶ月以内	上記の延長が採用された場合、採択は期末日後12ヶ月以内に実施
財務諸表の提出	採択後8日以内（ただし、採択の有無に関わらず、遅くとも作成日から2ヶ月以内）	上記の延長が採用された場合、財務諸表の提出は期末日後12ヶ月以内に実施

- 1 オランダ会計基準における財務諸表開示要求事項は、大会社に比べ、中会社では限定的です。
- 2 GAAP: 一般に公正妥当と認められた会計原則
- 3 株主全員が取締役である場合、アニュアルレポート（年次報告書）の承認をもって自動的に採択となるため、最大2ヶ月の採択期間は適用されません。



PwCとその事業

組織構成

PwCでは、社会的信頼の構築と重要な課題の解決に貢献することを目指しています。これが私たちの事業目的であり、存在意義です。私たちの事業戦略は、クライアントが信頼を提供し、持続可能な結果を実現するお手伝いをする、多様な人々を予期せぬ組み合わせで結びつけ、様々なスキル、専門性、視点、創意工夫、情熱を最新のテクノロジーと融合させることで、この事業目的を達成できるよう策定されています。また、課題解決に協力が不可欠という信念のもと、サプライヤー、クライアント、提携パートナー、監督機関など、エコシステム内の関

係者との協力関係を大切にしています。ここで欠かせないものは信頼です。

PwCは、「アシュアランス」、「税務・法務」、「アドバイザリー」の3つの異なるサービスラインで成り立っており、5,700人以上のスタッフが働いています。セクター別でのサービスも行っており、国内外の企業だけでなく、公共セクターや市民団体に対しても革新的なソリューションを提供しています。

能力、部門及び専門性の垣根を越えた有機的な協同

アシュアランス部門では、主として財務諸表の監査や非財務情報やシステムに対する保証業務を提供しており、財務諸表の法定監査が当部門の業務の大部分を占めています。その他の業務としては、システム、非財務情報に対する保証業務、会計論点やESG、リスクマネジメントに対するアドバイザリー業務に重点を置いています。

税務・法務部門では、企業および個人の税務戦略、法令へのコンプライアンスにかかる支援業務や税務関連のアドバイザリー業務を提供しています。当部門は法務アドバイザリー及びコンプライアンス支援業務も提供しており、また、報酬体系、年金制度、クロスボーダー組織構築、人事クラウドシステムへの移行等の課題に対応可能な労働力の変革に関わる専門家を擁しています。

アドバイザリー部門 (Strategy&を含む) は、デジタル改革・ESG改革、ビジネスモデルの再発明をはじめとした、経営戦略の立案から実行までの支援を主眼としています。具体的には、経営戦略アドバイザリー業務、M&A関連アドバイザリー業務、組織再編関連アドバイザリー業務、不正・争議・サイバーセキュリティ関連のアドバイザリー業務、事業再生アドバイザリー業務を提供しています。

Strategy&ではグローバル戦略に関するコンサルティング業務を提供しており、それぞれの企業のニーズに合った内側からの変化を通して、最高の未来を実現するお手伝いをしています。PwCの一部門として、優れた洞察力を具体的なノウハウやテクノロジー、スケールと組み合わせることで成長のコアとなる最適化されたシステムを構築し、第一日から、さらに効果的かつ変革的な戦略作りをサポートいたします。

PwCオランダ



5,956

人
2024年6月30日現在の
従業員数



13

拠点



8.3

クライアント満足度



10位

働きたい会社ランキング

強固なネットワーク

- PwCは、ビジネスと税務ポジションの最適化に必要な知識を有しています。
- オランダ税務当局との良好な関係を有しているため、クライアントからの各種要望に対して迅速かつ円滑な対応を行うことが可能です。
- PwCは税務実務の規模、サービス提供範囲、そして評判の観点から、世界でも有数のサービスプロバイダーとなっています。私たちはグローバルで、税務当局や政府と税務に関する議論をリードしています。
- PwC Legalは世界中に弁護士のネットワークを有する有数のファームとなっており、伝統的な弁護士業務に加え、コンサルタント、企業法律顧問としての資質を組み合わせ、リーガルコンサルタントとして活動しています。

新時代の幕開けを告げるCSRD

企業サステナビリティ報告指令(CSRD)は、会計士による監査保証報告書に加え、環境、社会、ガバナンス(ESG)分野の活動に関する報告を企業に義務付ける指令です。大手上場企業は2024年から欧州サステナビリティ報告基準(ESRS)への準拠が求められるため、2024年度分から報告が必要になります。非公開会社については2025年からサステナビリティ報告義務が適用されます。CSRDに準拠するには、信頼性の高いデータ、無駄のないプロセス、幅広いサステナビリティ分野の知識と最適なテクノロジーが必要になるでしょう。CSRDの導入が意味するものは、透明性の向上だけではありません。ビジネス戦略やすべての事業活動にサステナビリティを統合することが当たり前になる時代が始まろうとしています。

この一年間、PwCオランダではこれまで培ってきた専門知識を駆使して、数々のクライアント企業における社内変革とCSRD導入をサポートしてきました。オランダ法令上はまだ義務が発生していませんが、有言実行を実践するため、PwCでは2023/24年度の年次報告書からESRSのサステナビリティ報告要件に準拠することを決定し、クライアントと同様、当法人の変革力が試される一年となりました。CSRDの導入は、戦略から報告、財務機能から調達、顧客サービスから当法人のエネルギー消費、出張既定、日々の習慣に至るまで、全社のあらゆる活動に影響をおよぼします。



The New Equation

PwCでは、社会における信頼を構築し重要な課題を解決することを目指しています。これが私たちのパーパスであり、存在意義です。

優れたソリューションを導き出すためには、クライアントやテクノロジー提携先、そのほかのビジネスパートナー、さらにはPwCグループ内における連携と信頼に基づいた関係構築が極めて重要と認識しており、高品質なサービスを提供するうえで欠かせない要素であると考えています。このような関係性と知識、専門性を最適なテクノロジーと組み合わせることで、それまで不可能だったビジネスチャンスが創造されます。複雑な問題をあらゆる角度から検証することで、持続可能なソリューションにたどりつくことができます。これこそがPwCの強みであり、PwCの従業員を「Community of Solvers」と表現する理由です。

PwCでは従業員コミュニティの力を大切にしており、「The New Equation」戦略の中心に位置づけています。この戦略は、クライアントがステークホルダーとの信頼構築と持続可能な結果を実現するお手伝いをするという、私たちの事業目的をより明確に打ち出すものです。この事業目的を実現するうえで力となるのが、PwCの「Community of Solvers」を構成する、様々な視点を持った人々の情熱とコミットメントです。戦略的優先事項を達成する基盤となるものは、継続的努力、高品質なサービスの提供、持続的成長の実現です。

The New Equationの優先事項

戦略の実現に向けて、以下の優先事項を選びました。

Client focused

サービスプロバイダーとして、PwCでは、クライアントが自社やステークホルダーにとって重要な問題に対処する際、その解決をお手伝いするパートナーとして一番に選ばれる存在を目指しています。そのためには、クライアントやそのステークホルダーに寄り添った視点と、クライアントの事業に関するより深い理解が求められます。顧客中心主義は高品質なサービスの提供にもつながります。

Community of solvers

価値あるソリューションは、幅広い背景や視点を持った人々が集まり、よりスマートなやり方でより良い結果を生み出す、差別化された方法を考えることで導き出されます。これが、Community of solversの力です。PwCでは、すべての人が発言でき、尊重され、目的意識をもって働くことができる、包摂性と多様性のある協調的な企業文化を推進しています。このような職場では、従業員がありのままの自分であることができ、それぞれの専門性を持ち寄ることができます。また、このような企業文化は才能にあふれた多様な人材を惹きつけ、育成し、維持する力にもつながります。

Human led, tech-powered

人とテクノロジーは密接に関連しています。人間の創意工夫とテクノロジーを組み合わせることで、全バリューチェーンにわたって信頼を構築しながら価値あるソリューションを生み出すことが可能になります。PwCではサービスにテクノロジーを活用し、働き方をイノベートし、テクノロジーパートナーと協力することで、クライアントに付加価値を提供しています。

High quality

大切なものに対する信頼は、ますます重要になってきています。よって、PwCでは企業として信頼されることを一番の焦点に、事業目的やコアバリューに沿ったやり方で公約を実行し、あらゆる活動において高品質へのコミットメントを遂行することを優先事項に設定しています。信頼は全部門のサービスに埋め込まれるべきものです。PwCが信頼される企業であってこそ、クライアントや社会にとって重要な事柄において信頼を構築することができるからです。

Sustainable growth

持続可能な投資を可能にし、事業目的と戦略を遂行するには資金が必要です。PwCでは、投資や長期的競争力の鍵となる、収益性の高い成長を推進しています。持続可能な成長が意味するものには、多様性をはじめとするESG目標の達成も含まれます。有言実行ができてこそ、財務面の成長が可能になると考えます。



連絡先とリンク

詳しい情報や、自社のチャンスを知るために、
PwCオランダのジャパニーズ・ビジネス・ネットワークのメンバーまたはナレッジセンターにお問い合わせください



新井 赫
シニア・マネージャー(会計・監査)

Mobile: +31 (0)6 18 90 99 68
Email: akira.a.arai@pwc.com



秋山 賢介
シニア・マネージャー(法人税)

Mobile: +31 (0)6 81 36 27 85
Email: kensuke.a.akiyama@pwc.com



Thomas Heaton
マネージャー(移転価格)

Mobile: +31 (0)6 48 44 90 88
Email: thomas.h.heaton@pwc.com

PwCナレッジセンター
PwC Knowledge Centre
Fascinatio Boulevard 350
3065 WB Rotterdam
P.O.Box 8800
3009 AV Rotterdam
The Netherlands
nl_knowledge_centre@pwc.com

リンク:

PwCオランダ:
www.pwc.nl(オランダ語・英語)

税務関係:
www.taxsummaries.pwc.com(英語)

本書は、PricewaterhouseCoopers Belastingadviseurs N.V.が作成し、2025年1月1日現在の情報に基づいています。その後の動向は反映されていません。

PwCでは、社会的信頼を築き、重要な課題を解決することを目的としています。アシュアランス、アドバイザー、税務・法務の3つの部門で高品質のサービスを提供しており、世界149カ国に370,000人以上のスタッフを擁しています。PwCオランダでは5,900人以上の従業員が働いています。詳細やお問い合わせはwww.pwc.nlをご覧ください。

本書は、一般的な情報提供のみを目的としており、専門的な助言を構成するものではありません。専門的なアドバイザーによるコンサルティングの代替として使用しないでください。PricewaterhouseCoopers Belastingadviseurs N.V.は、本書に掲載されている情報に依拠する、またはこれに基づく判断による、利用者またはその他の者による行動または行動の抑止によって生じる、いかなる賠償責任、責任または注意義務も負いません。

© 2025 PricewaterhouseCoopers B.V. (KvK 34180289)。無断転載を禁じます。PwCとは、PwCネットワークまたはそのメンバーファームのうちの1つ以上を指し、それぞれが別個の法的主体です。詳細は www.pwc.com/structure をご覧ください。